

独立行政法人評価委員会第5回自動車検査分科会

平成17年8月1日（月）

【事務局】 それでは、定刻になりましたので、ただいまから国土交通省独立行政法人評価委員会第5回自動車検査分科会を開催させていただきます。

本日は、ご多忙の中、また猛暑の中、ご参集いただきまして、ほんとうにありがとうございます。昨年度、平成15年度の検査法人につきましての財務諸表並びに業務実績についてご評価のほうをお願いしたいと思います。

私、申し遅れましたけれども、国土交通省自動車交通局技術課課長の戸澤でございます。よろしくお願いたします。

委員7名のうち、今、お話がございまして、石津先生が若干遅れて参るということでございますけれども、基本的には全員出席ということでございますので報告させていただきます。

また、分科会を始める前に、委員の変更がございましたので紹介させていただきます。

小林委員の後任に石津委員、また、近森委員の後任に古川委員がそれぞれご就任になられておられます。よろしくお願いたします。

また、本日は検査法人からは、橋口理事長はじめ幹部の方々にご出席いただいております。また、国土交通省からは木場政策評価官に出席していただいております。

これから議事に入るわけですが、その前に議事内容の取り扱いについて、私のほうから説明させていただきます。作成しました議事録につきましては、委員の方々のご了解を得ました後、国土交通省のホームページに公表するという進めたいと思いますので、よろしくお願したいかと思っております。

また、お手元の資料についてご確認いただきたいと思いますが、議事次第の後、委員名簿、そして資料5-1が16年度の財務諸表でございます。また、資料5-2は16年度業務実績報告書でございます。資料5-3は16年度業務実績評価調書でございます。

あと参考資料でございますが、参考資料5-1が国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針でございます。参考資料5-2につきましては、評価委員会の運営規則等でございます。また、参考資料5-3は評価委員会令でございます。最後に、参考資料5-4、独立行政法人通則法でございます。

資料のほうはよろしゅうございますでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきますが、進行役につきましては、大聖分科会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

**【分科会長】** 早稲田大学の大家でございます。一言ごあいさつを申し述べたいと思いますが、自動車検査独立行政法人の、昨年度、平成16年度の財務諸表に関するご意見を承るといふこと。それから平成16年度の業務実績に関する評価についてお願いしたいといふことでございます。それぞれの委員の方々のご専門の立場からご審議、ご意見をいただければ大変幸いです。

それでは、早速、本日の議事に入らせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事次第に基づきまして、最初に、平成16年度財務諸表に関する審議をしてまいりたいと思います。その後、業務実績のご評価をいただくということになります。

最初の財務諸表についての議事に入りたいと思いますが、その前に、検査法人から何かございましたらお願いしたいと思います。

**【検査法人】** 理事長の橋口でございます。きょうはありがとうございます。私から最初にごあいさつをさせていただきたいと思います。少し長くなるのですが、私のあいさつを書き物にして、横に置いてあると思いますので、これに沿いましてご説明させていただきたいと思います。

本日は、平成16年度の当法人の活動実績につきご説明をさせていただきますので、よろしくご評価をお願いいたします。

当法人は平成14年7月に発足しましたが、今年の3月末までの2年9カ月の活動で実施してきたことの概要、当法人の置かれている環境及びこれから解決すべき課題について、最初に私からご説明させていただきます。

私は民間会社から理事長として指名を受けましたが、まず、実情を把握するため、現場を回ることから始めました。現場を回ってまず驚いたことは、受検者による暴力、暴言行為が日常的に発生し、職員が苦しめられているという実態があったことです。さらに驚いたことは、法人発足前の国の時代に不正な検査があったという疑いで、法人の職員が警察の捜査を受けるとともに、新聞による糾弾があったことです。捜査により判明したことは、金銭の授受などではなく、脅されて2項目について不合格箇所を見逃したということで、結果として2人が罰金刑となりました。

このような問題が発生したことで、最初に取り組んだのが不当要求対策でした。具体的には、不当要求への組織体制の強化、防犯システムの整備、警備員の配置、警察との連携強化などの各種対策を実施しました。不当要求は依然としてなくなっていますが、これに負けない態勢ができたと考えております。

一方、法人運営のために欠かせない設備として整えたものにパソコンネットワークがあります。これは全国93カ所に分散された検査場を一体的に運営するには、情報の共有化が不可欠であると判断して構築したのですが、このネットワークが不当要求対策に非常に有効に機能していることをつけ加えます。

次に取り組んだのがディーゼル黒煙検査の強化です。これまで黒煙検査は目視で判定し、基準を超えている可能性のある車については計器による計測をしていましたが、近年目視で判定しにくい25%規制車が増えてきたことから、計器による検査を強化することにしました。計器の配備が十分でなかったため、これを15年度と16年度に大幅に増やし、全国で312台としました。しかし、予算の関係で、職場や周辺を守るための黒煙処置装置を設置できる事務所が17年度までの計画でも約3分の1と配備がおくれており、検査の強化が職場や周辺の環境悪化につながっていますが、今後これを改善する必要があります。

次に力を入れたのは自動車審査の基準となる審査事務規程の充実です。これまで検査に関する法令や通達類は膨大かつ複雑で、わかりにくいものになっていました。道路運送車両の保安基準に関連する法令改正とも整合をとりながら、これまで29次にわたり改定を重ね、その内容を充実するとともに、できるだけ理解しやすい形にまとめてまいりました。一般の人たち及び現場の職員が理解しやすく、かつ、多くの通達類を取り込んだ審査事務規程とするためにはさらなる改定が必要であり、継続的に作業を続けています。

次は研修体制の見直しです。検査現場は少ない人員で業務を遂行していますが、教育をしたり、受けたりする時間的余裕がないこと、教育をする人の確保ができないという理由で、新入職員や転入者の教育が十分に行われていない状況になっていることがわかりました。検査の方法を教える専門家は法人の職員以外はないと考え、現場の職員の中から指導教官を指名して、教育を強化することにしました。現場の仕事を抱えながら教育も担当してもらおうということで、当事者及び教員を出す事務所の職員には大変な負担を強いていますが、権威ある検査を実施するために必要であることを現場の皆様理解を得て進めています。

そのほかの事項として、これまで運輸局単位で行われてきた検査業務について、法人として一元的に取り扱うべく活動を継続中です。

施設、設備面では中期計画に沿って中国検査部、奈良事務所、福山事務所の移転新設工事を実施したほか、引き続き長岡事務所の検査場建替工事を実施中です。そのほかの設備では施設整備費によるマルチテストの増強、交付金による通常テストの更新やディーゼル黒煙測定器の増設などを実施してまいりましたが、予算の削減により、計画的な機器更新やメンテナンスをすることが難しくなっており、今後検査に支障が出ることを危惧しています。また、検査場は新しいところは設備的にしっかりしているものの、古いところでは環境が悪く、安全面でも問題があるところがあり、最低限必要と思われる補修をしてまいりました。汚れているピットの塗装やさびかけている鉄骨の塗装も含まれます。予算の関係でこれらについても十分にできているとは申せません。

以上述べたごとく法人設立以来、現在までは基礎固めのために必要なことを実施してまいりました。これからはさらに先を見た改革、改善が必要であると考えております。

ところで、政策評価・独立行政法人評価委員会より国土交通省独立行政法人評価委員会に対して、当法人に関して次のような指摘がなされております。

平成14年度評価に関して、「財務内容の改善に関する評価について、平成14年度における審査経費等において相当割合が未執行になったことから、このような予算等の上での取扱いについて、国土交通省独立行政法人評価委員会から、法人における適切な措置の検討を要請することを期待する。」

平成15年度評価に関して、「本法人における運営交付金の執行状況と予算等が2年連続して相当程度乖離していることから、運営交付金の執行状況について評価を行う際には、乖離している原因を把握・分析した上で、それを解消する方策にも着目した評価を行うべきである。」

こうなった原因について若干の説明をさせていただきます。私は理事長に任命されてから、独立行政法人制度について法律や解説書によって勉強しましたが、勉強した限りでは、独立行政法人では予算の多年度使用が認められ、また法人の自主性が尊重される仕組みであると理解し、非常によい制度ができたと考えておりました。

予算執行については本部と検査部がコントロールしていますが、法人発足時に再編成された組織であるため、初年度である平成14年度の9カ月でどのような実績が出るか確実に見通せる状況にはありませんでした。また、初年度の平成14年度は、新しい検査場の

建設計画もなく、9カ月という短い期間でもあることから、検査施設の改善については事務所ごとの優先度をじっくり見極めることとしてできるだけ節約を図り、その結果を見て次年度以降の計画を明確にする方針としました。その結果、物件費について相当割合の未執行額が発生することになりました。なお、人件費については法人に若い職員が配置されたことから、中期計画より大幅に執行額が減りました。

平成15年度は、中期計画に基づき、中国検査部及び奈良事務所移転新設工事を実行するとともに、前年の未執行額も使用して14年度に実施しなかった機器更新を実施しました。また、前段で述べたような問題を解決するための改善を実施するために予算を使いました。その結果、物件費の単年度執行額は中期計画の数値を超えましたが、14年度と15年度の物件費の累計額は中期計画より少ない額になっています。なお、人件費に未執行額が出たのは14年度と同様です。

平成16年度については、14年度に予算の未執行が出たことから、物件費の交付額は中期計画より減らされることになりました。当年度は福山事務所移転新築工事があり、また15年度で契約済みの機器更新などもあり、厳しい運営とせざるを得ませんでした。単年度の査定予算に近い執行額としました。人件費については前年度と同様大きな未執行が発生しました。

こうした経緯をたどった結果、平成17年度については、物件費について中期計画よりも交付額が大幅に減らされたことを受け、日常活動において厳しい運営を迫られているほか、機器のメンテナンスや機器更新を延期する状況に立ち至っており、将来の検査に問題が出ることを懸念しています。設備面では、最新の法令に適応した検査のできるライトテストの増設、二輪車コースや見学者コースの増設、多軸車に対応できるテストの増設など課題が残っています。また、現在職場の事故が多発していること、職場の環境にも問題があることから、職場の安全衛生運動を推進していますが、これを解決するための予算も必要です。また、検査の品質を高めるため、次項に述べるような前向きの施策も必要と考えますが、これにも予算措置が必要です。今後、物件費の予算が中期計画に近づくよう増額されることを要望します。

さて、今後法人業務を改善するために実施すべきであると私が考えていることについて述べさせていただきます。

当法人の役職員の数は881人ですが、この人員で年間800万台以上の車を検査しています。英国の北アイルランド、アイルランド、スウェーデンの検査機関と当法人を比較

すると、これらの国での同一検査台数当たりの職員数は日本の3倍以上になっています。検査料はそれを反映して小型車で3倍以上、大型車で4～10倍となっています。検査の方法が違うので一概に比較はできないのですが、当法人が少ない人数で多くの車を検査しているということは間違いありません。この理由は、歴史的に日本の車両数の伸びが急激であったためであると考えられます。多くの車を流すため、日本では検査を職員間で分業するとともに、マルチテストの導入などで検査の機械化を図ってきました。現場からは職員の数を増やしてほしいとの強い要望が出ていますが、今中期計画中に11人を削減しなければなりませんので、少人数でも検査が可能のように施設を整備することや事務所間での相互に支援を図るなど、組合とも合意の上、削減を行うことにしております。

結果としては検査台数に応じて人を配置せざるを得ず、各県に1カ所にしかない島根、鳥取事務所を4人、大きな県を上回るほどの広さを持つ北海道の北見、釧路事務所を3人とするなど、組織として限界の人数にせざるを得ませんでした。これ以外の事務所でも1人休めば検査に支障が出る状況になっています。また、現在でも検査の品質の低下が懸念され、これ以上の人員削減をすれば、検査の品質を確保するのに問題が出ると思われま。次の中期計画策定に当たっては、慎重な検討が必要です。

次に検査の内容について当法人と欧州の諸外国の機関を比較すると、情報技術（IT）の利用に関しては大きくおくれをとっています。これらの国々の検査機関では検査データをその場でコンピューターに入力して、検査結果を受検者に渡すとともに、検査統計を即時にまとめています。

日本では、公文書である検査の記録をする検査票を受検者に持ち運びをさせて、一部の機械判定項目以外は、それぞれの部位を担当する検査官が検査ごとに結果を手作業等で記入しており、消えるボールペンを使った不正や、検査官印偽造による不正が発生しております。また、検査結果のデータを電子的に処理していないので受検者に渡すこともできません。スウェーデンでは、データを解析して車種ごとの経年による欠陥率を公表するなどの統計的な活用も行っていますが、それもできていません。

このような現状を変えて、ヨーロッパの検査技術が進んでいる国並みのシステムとするための試案を、「電子車両検査システム」と名付けて予備検討を始めていますが、これを実現するためには予算措置が必要です。このような改善は検査の品質向上には結びつくものの、業務の効率化や経費の削減には結びつかないのですが、次の中期計画ではぜひ実現をしたいという希望を持っています。

スウェーデンの検査場を訪問したときに、「日本は自動車の生産技術では我が国より進んでいるが、自動車の検査技術では我々のほうが進んでいるようだ。」と新聞発表されましたが、実際にそうであると認めざるを得ません。何とか検査技術の進んだ国並みの検査を実施したいというのが私の願望です。

さらには、法人運営の基本理念に則り、品質の高い検査を厳正かつ公正に実施していくためには、新規検査時における車両の画像記録を電子的に保存することにより、二次架装等の不正受検を防止する取組み等も検討していく必要があると感じております。

当法人の業務の内容について一般の人々の理解がなかなか得られない中、厳しい職場環境で働いている職員には、国家公務員の使命感を持って働くよう要請している立場から、法人の置かれている現状をご理解していただくため、説明を加えさせていただきました。当法人の現状をご理解の上、評価をしていただきたいと思います。

参考資料について、簡単にご説明いたします。

1 ページの資料1 を見ていただきますと、交付金の中期計画、査定、執行額の比較を書いております。中期計画予算と執行予算の単年度を比較すると、14年度は中期計画予算より少なく、15年度は多い。これの累計欄を見ていただくと、14年度は執行予算は中期計画予算よりも少なく、15年度及び16年度でも少ないということがわかっていただけます。

それから査定予算につきましては、中期計画予算より16年度で3億円減らされましたが、17年度は10億円も減らされております。

人件費ですが、これも物件費と同様に書いてあります。これは予算額はほとんど減らされておりましたが、執行額は大幅に減っております。ただし、人件費の物件費への流用は認められておりません。そのほか施設整備費がありますが、これの使用用途は非常に限られておまして、これについても毎年余らせております。

資料2、少人数事務所一覧というのがございますが、中期計画を終わるときには3名事務所が4カ所、4名事務所は6カ所、5名事務所が9カ所ということで非常に組織的な問題があると私は思っております。

次に、資料3 というのがございますが、それではなぜ14年度、15年度はそんなに違うのかということがございますが、14年度は、新しい検査場をつくらなかったし、機器の更新についても少し節約して、次の年のことを考えたということで、15年度はそれが大幅に増えたと。それから16年度については少し減りましたけれども、大きな理由は検

査の機器更新でございます。その他防犯設備の更新、イントラネットの整備その他ディーゼル黒煙測定器の充実、あるいは検査場の修理等に使っております。

それから資料4でございますが、これは人員がスウェーデンと比べると3分の1ということございまして、注のところに書いてございますが、アイルランドと比べても、4分の1となっています。そのことは、その次の2の1台当たりの平均検査時間で3倍以上彼らは使っているということからもわかります。検査料については、かなり向こうは多いということでございます。

最後のページですが、基本理念と、運営方針ということで3つの方針、それから3つの職場運動テーマを挙げています。現場を回ったり、いろいろな会議を通じて職員のモラルを高める努力をしてきたつもりでございます。

以上です。

**【分科会長】** どうもありがとうございました。理事長さんのごあいさつから現在のいろいろ取組みの現状、課題、今後やろうとしておられるようなご計画についてご説明いただいたわけでございます。大変参考になりました。今後の進める上での理解に役立つと思っております。どうもありがとうございました。

それでは、事務局のほうから本日の大まかなスケジュールをご説明いただけますでしょうか。

**【事務局】** 本日の大まかなスケジュールについてでございますが、最初に16年度の財務諸表に関しましてご審議をいただきまして、その後、恐縮ではございますけれども、検査コースのほうの視察を2時半ごろから、ちょうどこれは検査コースが第4ラウンドという節目の時間になりますので、2時半ごろから大体30分ぐらいご視察をしていただければと思います。そしてまたこちらのほうに戻っていただきまして、残りの時間で16年度の業務実績に関します評価を行っていただければというふうに思う次第でございます。

**【分科会長】** ありがとうございます。そのような順序で進めたいと思います。

それでは、平成16年度財務諸表について審議を進めたいと思いますので、検査法人の方のほうからご説明を、なるべく手短かに要領よくお願いしたいと思います。

**【検査法人】** それでは、私、総務担当理事の五十嵐でございますが、平成16年度の財務諸表についてご説明申し上げます。座って説明させていただきます。

資料5-1でございますけれども、最初に当法人の財務の全体像をご理解いただくために14ページをお開きいただきたいと思います。決算報告書という横長の1枚紙でござい



ますけれども。

【事務局】 すみません。資料番号を訂正させてください。先生方にお配りした資料の5-1が業務実績報告書になっておりますが、この5-1を5-2のほうに。それから財務諸表のほうを5-1のほうに訂正方、申しわけございません、していただければと思います。

【検査法人】 よろしゅうございますでしょうか。平成16年度の決算報告書でございます。14ページでございますけれども、この決算額のところをご説明いたします。当法人の収入、支出の大枠でございますけれども、収入のほうは上2つの運営費交付金と施設整備費補助金、これはいずれも国からいただいているわけでございますが、これに限られるということでございます。16年度の決算ベースで申し上げますと、運営費交付金が89億4,700万円ほど、施設整備費補助金が19億2,000万円ほどでございます。収入はこの2つしか基本的にはないということでございまして、関連事業、収益事業等は一切実施しておりません。

それから支出のほうでございますが、主な支出が5つに分かれてございまして、審査経費、これはまさしく車検に要する経費でございます。16年度決算ベースで24億8,200万円ほどでございます。それから職員等の研修経費が5,800万円ほどでございます。それから検査機器等の施設整備費が19億2,000万円ほど。一般管理費が12億4,500万円ほど。それから人件費が59億4,800万円ほどございまして、収入ベースが決算ベースで124億9,000万円ほどございまして、支出が116億5,400万円ほどでございます。これが当法人の収入、支出の概要でございまして、非常にシンプルな形になっております。

続きまして、貸借対照表の説明に移らせていただきます。資料5-1の1ページでございます。最初に資産の部でございますけれども、Ⅰ流動資産といたしまして、17億6,958万3,820円、これが16年度末の金額でございます。現金及び預金が主であります。

それからⅡ固定資産でございますが、有形固定資産といたしまして、建物、構築物、機械装置、車両運搬具、工具器具備品などがございます。建物は検査上屋等でございます。構築物は塀等の付随の構築物でございます。それから機械装置は検査機器でございます。車両運搬は車等でございます。それから工具器具備品は事務機器ですとか、検査場の監視カメラ等でございます。これらそれぞれにつきまして、年度末の評価額と減価償却の累計

額を△の数字で差し引いてあらわしております、有形固定資産、合計が212億8,800万円ほどでございます。このほかに2無形固定資産、3投資その他の資産がございまして、固定資産の合計が、右の欄の真ん中の少し上のところでございますが、214億1,621万6,067円。流動資産と合わせました資産の合計が232億5,588万2,625円というふうになっております。

次に、負債の部でございます。最初に、I流動負債でございますが、一番上、運営費交付金債務が年度末に8億9,100万円ほどございます。この運営費交付金につきましては、国からいただいているわけでございますが、独法独特の処理をしております、最初にこれを国への負債として計上しておきまして、実際に使った分だけを収益化するという処理をしております。費用進行型という処理でございますが、そういう形で処理をさせていただいております、ここに交付金債務として書いてございます8億9,188万円ほどはいわば16年度に交付金をいただいた分の未使用分と、翌年度に繰り越す分などがこれだけ残っているということでございます。

それからII固定負債、資産見返負債の中でございますけれども、資産見返運営費交付金、これが32億2,261万1,145円でございます。これは運営費交付金で取得いたしました固定資産の累計額でございます。それから資産見返物品受贈額でございますが、42億6,628万498円でございますが、これは国から贈与を受けた物品についての評価額の累計額でございます。建設仮勘定見返施設費、これは施設整備費で取得する固定資産の前金払い、部分払いの累計額でございます。この金額が4億8,881万6,888円でございます、固定負債は合計で79億7,770万8,531円というふうになっております。先ほどの流動負債とこの固定負債を合計しました負債の合計が95億8,618万3,787円でございます。

それから資本の部でございますが、資本金、当初に政府から出資いただきました資本金、そのままございまして、120億3,097万円ほどでございます。それから資本剰余金でございますけれども、36億8,556万8,050円でございますけれども、これから損益外減価償却累計額を差し引いております。この損益外減価償却累計額と申しますのは、国から現物出資をいただいた資産、それから施設整備費補助金で取得した資産の減価償却の累計額を△で書いております。これを差し引きいたしまして、資本剰余金が13億9,600万円ほどでございます。

このほかにIII利益剰余金がございますけれども、これは当期末処分利益が出た場合に積

立金として処理をしております、中期計画終了後に国に返還するという仕組みになっております。16年度末には右の下から3つ目でございますが、2億4,227万7,114円となっております。これら負債・資本を合計いたしますと、右の一番下でございますが、232億5,588万2,625円ということになっております。

次に、2ページでございますが、損益計算書でございます。これは16年度の費用と収益の状況を明らかにして利益を明らかにしております。最初に経常費用のほうでございますけれども、検査業務費として大きくくりにしております上半分が検査部、事務所の費用でございます。給与、賞与及び手当以下、減価償却費、固定資産除却損までこのように並べておまして、合計が92億5,400万円ほどでございます。

それから一般管理費として並べておりますのが、本部と八王子にございます中央実習センターの経費でございます。これが合計いたしますと、9億7,700万円ほどでございます。経常費用の合計が102億3,156万円ほどでございます。

それから経常収益でございますけれども、運営費交付金収益が86億3,100万円ほどでございます。それから受託収入、これは研修を職員に対してやっておりますけれども、他機関の職員等についての研修をした場合に収入が若干あるという数字でございます。600万円ほどでございます。

それからその次の資産見返債務戻入、これが独立行政法人独特の処理でございますけれども、毎年度の交付金で購入した資産、それから無償譲与資産の減価償却分をこのように収益計上させていただいております、これをもちまして、経常費用のところに出てまいります減価償却費に充てて同額にするという処理でございます。これは当法人は営業収入が全くございませんので、このように減価償却費に充てる独特の処理をさせていただいております。資産見返債務戻入、資産見返運営費交付金戻入と資産見返物品受贈額戻入、合計いたしまして、15億9,900万円ほどでございます。その下の財務収益等につきましては、消費税等の還付収益が今年度は1,192万9,515円ございました。これらを合計いたしまして、経常収益の合計が102億5,600万円ほどでございます。経常費用と差し引きをいたしまして、経常利益が2,459万33円ということになっております。これがそのまま当期純利益、当期総利益となっております。

それから3ページでございますが、キャッシュ・フロー計算書でございます。これは当法人の資金の増減をあらわすとともに、経営の健全性を評価するための指標でございます。I業務活動によるキャッシュ・フローでございますけれども、△がついております上の3

項目、自動車検査業務支出、人件費支出、一般管理支出、これがマイナス、いわば経費、出ていく分でございます。その下の4つ、運営費交付金収入からその他の収入までがプラス、入ってくる金額でございます。これを差し引きいたしまして、1億7,351万円ほどでございます。

それから投資活動によるキャッシュ・フローでございますけれども、これは合計で25億4,327万円ほどのマイナスということでございます。これらを合計いたしまして、資金の期末残高が17億6,958万円ほどでございます。この表の特徴的なところでございませぬけれども、いわゆる財務活動によるキャッシュ・フローという項目はございません。これは借入れですとか、あるいは新たな出資の受け入れがあった場合に計上するわけでございますが、当法人はいずれもございませんので計上してございません。結果を見ますと、過大な支出等はなされていないということが言えるかと思っております。

それから4ページでございますが、利益の処分に関する書類でございます。これは最初のほうにご説明いたしました当期未処分利益2,459万33円でございますが、これは還付消費税が大部分でございますけれども、通則法にのっとりまして、次年度17年度に大臣に承認をいただいた日に積立金に繰り込む。そして中期計画が終わった時点で国のほうに返還するという処理になります。

それから5ページでございますけれども、行政サービス実施コスト計算書でございます。これは当法人の活動によりまして、国民が最終的に負担することとなる費用の明細でございます。Ⅰ業務費用、Ⅱ損益外減価償却等相当額、Ⅲ引当外退職給付増加見積額、このⅢを除きいずれも損益計算書の数字そのままでございます。

ここで特徴的なのがⅣ機会費用でございます。これは次の6ページ、注記事項の4のところの内容の説明を書いております。行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法等でございますが、まず、(1)のほうでございますけれども、当法人は土地等を無料で国から使用させていただいておりますけれども、これを仮に市場で有償で賃貸したとした場合にどれぐらいの支払が必要とされるのかということでございまして、当法人の場合には、前の5ページのほうを見ていただきますと、28億9,074万4,272円。これが機会費用として国民が負担している費用額というふうに考えられます。

それから(2)番目の政府出資等の機会費用の計算に使用した利率ということでございますけれども、これは当法人が政府出資等をいただいて活動しているわけでございますが、こうしたお金を仮に10年利付国債に回した場合に利息がどれぐらい上がるのかと。これ

を機会費用としてとらえて、ここに計上しております。1億7,391万5,605円というふうに計算ができます。これらを合計いたしまして、トータルの行政サービス実施コストが146億1,128万2,759円ということになります。

あと注記事項と添付書類等については説明を省略させていただきますが、当法人の16年度の決算につきましては、当法人監事、それから会計監査人にも適正に処理がなされているというご報告をいただいております。

以上、取り急ぎでしたが、ご説明いたしました。

【分科会長】 説明ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に関してご質問等ありましたら、よろしくお願いたします。

石津先生、ご紹介いたします。今回から加わられたということで、よろしく。

【委員】 石津でございます。よろしくお願いたします。

先ほどの理事長さんからのご説明の中で、独立行政法人評価委員会からご指摘があったという点で財務諸表の関係があったと思うんですけども、平成15年度に関して、運営費交付金の執行状況と予算等が2年連続して相当程度乖離しているという話があって、その部分のご指摘だったと思うんですけども、それが平成16年度、今回どうかというところを見たいときに、今ご説明があった財務諸表の貸借対照表の流動負債の運営費交付金債務の8億九千幾らかというところが予算と交付金との乖離の金額というふうに見ればよろしいんですか。

【検査法人】 貸借対照表の先ほどの運営費交付金債務の額というのは、16年度において国からいただいた交付金の未使用分などということでございますので、当初の計画からの乖離分とは違います。貸借対照表からは、先ほど理事長がご説明した内容は直接には見えないということになります。予算額そのものが当初の中期計画の予算額より減らされているということをご説明申し上げましたので、当期の財務諸表だけからはすぐには見えないということになっております。

【検査法人】 今の話は、1ページの流動負債のところだと思うんですが、これは債務ですけども、内容的には、未使用分と未払金がほとんどでして、契約したけれども、まだ払っていないというお金も含んでございます。

【委員】 これは別項目ということではなくて。

【検査法人】 16年度については、今、理事長がご説明申したとおりでございます。

れども、これは当初の予算額というのが貸借対照表上は出てきません。計画額というのが出てきませんので、この流動負債には出てこない形になります。

【検査法人】 失礼しました。流動負債はほとんどが人件費の余りであって、私が示したのは物件費が非常に減らされているということ、私の資料のほうが非常に簡単で、資料の1ページ、そのところでは、16年度の物件費はほぼ予算どおり使い、人件費が多く残ったということです。

【委員】 そうすると、本年度における運営費交付金の執行状況と予算等がどうなっているのかなというところをこの財務諸表から見る場合は、どこか見る場所があるんでしょうか。

【検査法人】 最初にご説明いたしました14ページの決算報告書のほうがわかりやすいかと思います。

【委員】 例えば14ページの決算報告書だと、運営費交付金の予算額と決算額、多分、費用進行基準を使っていらっしゃるからなのかなと思うのですが、同額になってしまっていますよね。

【検査法人】 そうなのです。はい。

【委員】 そうすると、どこで見るのかなというのが。

【検査法人】 最初に理事長がご説明しました参考資料の1ページで、16年度でいきますと、中期計画当時には14から16年度までの累計で111億7,000万円だけという計画であったのが、実際には同3年間で16年度までに執行しましたのが107億円ということでございます。単年度、16年度でいきますと、計画当時は39億9,000万円いただけることになっておりましたが、実際に16年度の査定は36億9,000万円ということございまして、3億円、実は計画のときよりも査定で減らされているということでございます。この物件費の内訳は、先ほどの決算報告書の中の審査経費と研修経費と一般管理費を足した金額になります。

【検査法人】 この財務諸表の今の予算、非常にわかりにくいので私の説明をさせていただいたんですが、人件費と物件費がありまして、人件費は余るのです。それから施設整備費も使い道が限定されているので余っているのです。トータルとしては余っているけれども、物件費だけが予算をどんどん減らされているというところで身動きがとれないという状況であります。

【委員】 前年度までそれを解消する方策にも着目した評価を行うべきであるというお

話があって、じゃ、本年度はどうかと思ったときに何か考える資料としてどれを見るのかという観点で見ていたんですけども、今のお話だと、この資料1のところからその評価については考えるということになるわけですか。

【検査法人】 ちょっと説明が繰り返しになるかもしれませんが、資料1で16年度のところを縦に見ますと、執行額が37.9で、査定36.9ですから乖離は1億円と。その前の年の11億違うとか、13億円違うとかいうことに比べると、大分乖離はないと考えられます。それから人件費のほうは、これはずっと乖離している状態は変わらないということですね。それでよろしいですか。

【委員】 もう1点だけいいですか。例えば今お話があった物件費で15年度に関して単年度で見ると、査定と執行だと執行のほうが多くなっているんですよ。ですから出されたものよりも多くのものを使っているというような感じがするんです、見ていると。反対に人件費に関しては、先ほど来ご説明あるように、査定と執行で見れば、執行が少なくなっていると。だから人件費が減らされるのであれば、何となくわかりやすいんですけども、物件費のほうで査定されているよりも執行のほうが多かったということがあって、この表であればですね。16年度は、しかし去年よりも査定の分が減らされて、それにほとんど合うような形のちょっとオーバーしている執行がなされているというような感じに見えるんですけども、それはそういうことなのでしょうか。

【検査法人】 最初に申し上げましたけれども、私は多年度予算が認められると信じ込んでいましたから、私はずっと累計で考えていましたので、乖離はしていないと私自身は思っていたのですが、それが単年度主義で14年度と15年度、それぞれ14年度で余して、15年度は使い過ぎたと、そういうふうに評価されているということでございます。ということは、16年度はもとに戻したという理解でございます。

【委員】 単年度で見るか、累計で見るかというお話だということですよ。もう1点だけ。例えば物件費が減らされて、いろいろ事業が支障が生じる心配があるというふうにおっしゃっていたように記憶しているんですけども、この資料からだ物件費という全体の数字になってしまっているの、その中身がどういうふうになっているかというようなことがもうちょっとわかると、それは困るんじゃないかというようなことも考えやすいような気持ちがするんですけども。

【検査法人】 ほんとうはもっと私としてはつけ加えたかったんですが、例えば大型の検査機器が400基あるのです。大体耐用年数が10年ですから、毎年40基はかえてい

かないといけないのですね。ですけど、17年度にはそのうち、半分ぐらいの20基程度しかかえられないということで、今でも故障は多いんですが、故障が増えてくるというのを心配しているということです。

【委員】 一般的には、ある年度で黒字といいますか、お金が余ったら剰余金にして積み立てて、それを中期計画期間中に使うというシステムだと私は理解しているんですけども、そうすると、そういうこととの関係で、剰余金をうまく使って行って施設整備に必要な形に使えるよいのではないか。認められた剰余金がかなりあるとすればですね。そのところがどうなっているのかということをお教えいただければ、ということなのですけども。

【検査法人】 私もそういう理解で、剰余金を余したら、中期計画中に使えると思っていたのですが、実際にはそういうことではなくて、単年度ごとにそれは終わりということで剰余金はないわけです。

【委員】 黒字になった分を剰余金として積み立てることが認められなかったということですか。

【検査法人】 はい。

【委員】 それはそのまま剰余金になるわけではないというのは、最初から制度の前提であるのだと思うのですが、だからそこは余し方の問題であるのかな。余し方というか、剰余金として認められるような形でうまく執行しなかったということなのですかね。

【事務局】 ちょっと補足させていただきますと、当初の独法の考え方というのが5か年の中期計画の中で、いわゆる総額で事業を遂行するというような考え方がある程度あったと思うのですが、実際運営した中では、特に財務省当局は国と同じような単年度主義というのがある程度基本にありますという考え方をお持ちのようございまして、特に14年度でございしますが、査定と比べまして、十数億の物件費を余らせたというところで、財務省としては、この検査独法というのは新しく国から切り分けた法人でございまして、ある意味では十数億余らせたということは、当初の予算の設定の仕方が少し甘かったんじゃないかということをお考えになったようございまして、それで全体的に査定というのが非常に厳しくなってきたと。当初の中期計画よりも厳しい査定がなされたら、こういうことがベースにはあるんじゃないかと思えます。

【委員】 よろしいですか。国立大学も同じような状況になっていて、初年度、去年独



法の第1年で昨年度の予算、決算がようやく終わったところで、軒並みよそよりも黒字が多くなっていて、黒字を多くすればいいという話ではなくて、多分、本来必要なものだというので予算請求しているのに、余り余り過ぎると、それはなくたってできるじゃないかと。財務当局がそう言うということが一方で考えられて、だからスタートの年度が大変ご苦労されたというのは、それはそれでよくわかるのですね。赤字にしちやとにかくいけないということは大前提としてあるんだけど、でも余り多いと、本来単年度主義と一定の期間の中期計画の間の、国の運営費交付金が圧倒的に多くを占めている部分だから、ある程度のバランスをとりながら考えていかないとやっぱりよくないのかなという気がするんですけども、財務当局の言うこともわからないではないような気もして。だから民間とやっぱりちょっと違うのでしょうね、そこはなかなか難しいところだと思うんですけども。言ってみれば、独法の制度というのは、ある意味では非常に中途半端な制度で、ですからある意味でゲームのルールで、そのところは今さら変わらないとしか言いようがないのじゃないでしょうか。だからそういうルールだということを前提に行動していただくということなのかなという気はするんですけども。

【委員】 質問がちょっと違うと思うんですけども、私、逆に予算があって、執行状況がそれよりも少なく、なおかつ当初の予算が意図していた事業というものがちゃんと納されているのであれば、執行するお金が少なければ、かえって評価すべきことなんじゃないかなという気持ちもして、ですから交付金をすべて使い切らなかったというのか、予算よりも少なく執行されたというのが一概にいけないことなのかどうかというのは、もうちょっと考えることなのかなというような気持ちはしているんですけども、というのは今質問とは違うのですが、今お話を聞きながら思ったところなのですけども。

先ほどの積立金に関しては、貸借対照表の利益剰余金の積立金のところに、例えば本年度の当期総利益を積立金にして、今まで中期計画が始まったときからの分を足して、ここにある2億千七百幾らかというのが今お持ちの積立金ということですよ。

【分科会長】 見学のほうの時間のタイミングもあるかと思いますが、もしそういうタイミングでしたら見学していただいて、議論を続けたいと思いますけれども、ご都合をチェックしていただけますか。ご質問は、見学の後、また引き続きじっくりやっていただくことにさせていただきます。

それじゃ、中断という形にさせていただきます、見学のコースの概要をご説明いただきたいと思います。

【検査法人】 この資料をお手元にお配りしていると思いますが、お時間の関係で簡単に資料の中身をご説明させていただきます。この中に挟み込んでありますレジユメをごらんいただきたいと思いますが、これから関東検査部の案内で見学いただくわけですが、1枚目に行程を書いてございます。A3の紙でございますが、現在、薄い小豆色の建屋に、今会議室におるわけでございます。ここから矢印に沿いまして、検査法人の施設でございます黄色の部分をご見学を、約30分と考えております。

2枚目の紙をごらんいただきたいのですが、検査上屋の中の施設は、またその場で説明申し上げます。今まで説明申し上げたと思いますが、検査の内容、検査の状況をごらんいただきますとともに、そこは色刷りで幾つか出ておりますけれども、不当要求対策のための防犯設備もごらんいただければと考えております。

それから資料の3枚目、4枚目は業務量を簡単に説明できるものをつけております。3枚目、赤枠をつけております8月は1月、2月とともに非常に少ない月になっております。また、月内の動きでございますが、このように月によって、あるいは日によって業務量が波動しておりますけれども、月商、大体そのような状況になっております。

それでは、大変恐縮ですが、お時間の関係で、これからご案内申し上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。

#### (検査コースの視察)

【分科会長】 お戻りじゃない方もおられますけれども、ただいまの見学に関連しまして、ご質問等あればお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

日本の場合にはほかの国との比較で、わりと車1台当たりの検査時間というのは短いというお話を伺いましたけれども、十何分ですかね。あれは待ち時間も含めたお話でしょうか。

【検査法人】 日本の場合とシステムが違いまして、向こうは直接車の所有者が持ち込みまして、そこで預けるのですね。預けた後は検査官1人が決まっていまして、その人が運転もするし、全部最後まで見て、最後に検査証を渡すと。そういうことで1人が責任検査制度ということで、分業制度じゃないということがあります。そこが一番違うところで

【分科会長】 時間の十何分というのは、何から何までを。

【検査法人】 コースに入ってから出るまで。

【分科会長】 待っている時間はなくて、待ち時間は関係なく、検査の時間だけをとっ

ている。そうですね。わかりました。

【検査法人】 ごらんいただいたように、建屋に入る前に、外で検査がスタートいたします。あそこから。

【分科会長】 第1ブロックというんですか。

【検査法人】 先ほどの資料でお配りしているとおりと、1台当たりの検査時間は6.5分という形になります。

【委員】 個人の方が自分で入っていくというのは日本だけなのですか。

【検査法人】 すみません、先ほど理事長説明の添付資料につけたような国、これはCITAの会議で収集した情報だと思います。この限りにおいてはそうでございます。私の個人的な記憶で、例えばスイスなんかは検査官が運転をしておりましたので、一般的には検査官が乗り込んで検査も行うという形だろうと思います。それ以外の国については情報を持っておりません。

【分科会長】 いかがでしょうか。ほかにご質問がなければ、先ほどの財務諸表に関する審議の続きを行いたいと思いますが、さらにご説明なり、ご質問があればお伺いします。

【検査法人】 それでは、最初に、よろしければ私のほうから石津先生のご質問にお答えしておきたいと思いますが、貸借対照表の利益剰余金の積立金2億1,768万7,081円でございますけれども、これは14年度、15年度、2年間の未処分利益の累計額でございます。これに16年度の2,459万33円を足しました2億4,227万7,114円が積立金ということで中期計画の終了後に国のほうに返納するという仕組みになっております。

それから各年度の運営費交付金、物件費、人件費を含めまして、仮に査定よりも執行額が少ないという事態が発生した場合には、執行した都度しか国からの支払いというのはありませんので、ここで差額が出ても利益が出るという仕組みにはなりません。結局、使った分だけしかもらえないということになります。その差額は、当然のことながら、先ほどの積立金、あるいは未処分利益のところには出てまいりません。

それから理事長が最初にご説明いたしました資料1の物件費の中で、2年度目でありまして15年度につきまして、査定が単年度で37億7,000万円、執行が48億6,000万円で、11億円ほど増えているじゃないかと。これは14年度に執行しなかった分を繰り越しを認められているのではないかとというご質問がございましたが、これはこの時点で

はそういう処理を認められたということでございます。これは時点的には16年度予算のまさに要求査定の実行中のことでございますけれども、この時点で大蔵省は14年度に使い切れなかった分を15年度に一部使うことは認めると。ただし、その分は16年度、17年度の査定で減らして返してもらおうよと、こういう判断をしてきたということでございます。

したがって、合計の累計のところで見いただきますと、結局14年度に使い切れなかった未執行の部分については、16、17年度で減らされているという、そういう経緯になっております。

**【分科会長】** よろしいでしょうか。それでは、ほかにもしご質問がないようでしたら、次に移らせていただきたいと思います。

最後の議題であります平成16年度業務実績評価に入ることにいたします。評価の方法としましては、お手元に配付してございます参考資料5-1のほうの基本方針に従って行うこととなりますので、適宜ご参照いただきたいと思います。

この業務実績報告書の内容をもとにしまして、各項目ごとに業務運営評価を行っていきまして、最後に取りまとめとして、総合的評価と自己改善努力評価の順序で認定評価を行っていききたいと思います。

まず、業務運営評価ですけれども、これは評価方針によりますと、個別の項目ごとに中期計画の達成に向けた実施状況についての認定をするということになっております。したがって、この後は実績報告書の括弧書きごとに区切りまして、検査法人サイドから簡単にご説明をいただいて、それに基づいて意見交換を適宜行いまして、分科会として当該項目が着実な実施状況にあるか否かを、評定理由と評定結果として数値ですね、これは0～3でございますが、これで認定していくということにしたいと思っております。これを各項目ごとに繰り返して進めてまいりたいと思っております。

それから本日は出席されておられない委員はいらっしゃいますか。

**【事務局】** 全員出席です。

**【分科会長】** 全員ご出席ですから、ここでのご意見をそのまま反映させたいというふうに思います。

それでは、1項目ずつ各項目の括弧ごとの区切りで進めたいと思っておりますので、手短にご説明をお願いしたいと思います。

**【検査法人】** 企画担当理事の宮寄と申します。よろしく申し上げます。

それでは、早速、説明に入ります。1 ページでございますが、評価の対象外でございます概況について一言ご説明いたします。

概況といたしまして、審査の業務量でございますけれども、869万3,417件、対前年比98.3%、ほぼ横ばいということでございます。内訳としまして、32%がユーザー車検でございました。また、街頭検査についても9万6,465件あったということでございます。それから施設整備等が(2)にございますが、奈良の事務所の移転・新築をしております。

それから主な施設でございますが、マルチテスト10基を新設・更新するほか、そのほか通常の機械を6基ほど、合計16基の更新を行っております。受検者の見学用通路7カ所設置しております。(3)ディーゼルスモークでございますが、先ほど説明ございましたように、改良型の測定器を入れまして、ディーゼル黒煙測定器の強化を行っております。審査事務規程でございますが、16年度中は7回改正しております、並行輸入車審査要領を全面的に改定しております。

2 ページになりますけれども、研修につきましては、全部見直しを全般的に行っております、主に検査の実務を非常に重視しております。さらに再任検査官研修、あるいは施設の研修などを設けております。また、初めて10事務所において3,000人の受検者アンケート調査を行っております。

引き続きまして、業務運営評価に関する事項の、まず大きな1番でございますところの業務運営の効率化の中で、(1)組織運営に関する評価についてご説明いたします。ここでは時間節約のために②のところだけ、当該年度における取組みのみを簡単に説明させていただきます。15年度に要員の再配置計画を策定いたしております、それに基づいて1名削減いたしました。また、17年度の要員削減に向けて、削減予定の事務所においては削減のための必要な検査機器の改良とか、検査官の優先配置などの対策を行っております。

以上でございます。

**【分科会長】** いかがでしょうか。各事務所などでの業務量に応じた要員配置計画に基づいて配置の見直しを行っていると思います。着実な実施状況にあるというふうに思われますけれども、いかがでしょうか。

**【委員】** 県によっては、確かに先ほど非常に少ない人数、あの切り方というのは、県とか、そういう境界で切っておられるわけですか。

**【検査法人】** 事務所の設置については、国土交通省の時代のものをそのまま継承して

おります。それで基本的な考え方は、県単位に1カ所の事務所を置いてございますけれども、それ以外に非常に業務量が多いところは追加の事務所が設置されているということでございます。それからその設置された事務所ごとの要員数でございますが、これにつきましても、基本は国の時代の要員数をベースにしております、それをもとにして業務量などを勘案しながら見直すということで、15年度に再配置計画を立てて、今それを実行中であるということでございます。

【分科会長】 過疎的なところは大変だなという、そういうご意見も出るかと思えます。ぎりぎりで行っておられるということになりますかね。

【検査法人】 理事長が申しましたように、最小限は、3名というのがほんとうに最小限かどうか微妙でございますけれども、今のところ最小限は3名であろうということで、その事務所が今2カ所、それが4カ所になるということでございます。

【分科会長】 ここで評定結果に関してご提案してよろしゅうございますか。0～3ということなのですけれども、「2」という形でいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

【委員】 人員削減のところは、この法人には余り適していないですよ。

【分科会長】 それじゃ、着実に実施されているということで「2」というふうにさせていただきたいと思えます。

それじゃ、逐次また、よろしく申し上げます。

【検査法人】 それでは、(2)の人材活用についてご説明いたします。ページ数5ページでございます。これは顕著な貢献を行った職員に対しては表彰を行うこと。そして業務の取組み意欲向上を図るということにしております、表彰規程を設けてございますが、それに基づいて4件5名の職員を表彰しております。内容的には、自動車の検査に必要な諸元表の検索プログラムを自主的に作成した1名と、偽造印などの発見を行った3件4名について表彰いたしました。

【分科会長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。

これは職員の意識の高揚というのが、意欲の向上ですかね。こういったことが業務の効率化につながるということですか、不正な事案の発見ということで、それに成果のあった職員に対して表彰を行うということでありますので、着実な実施状況にあるというふうには認められると思えますが、いかがでしょうか。

それじゃ、「2」というふうにさせていただきたいと思えます。

次、お願いいたします。

【検査法人】 (3)は業務の効率化でございます。3項目ございますが、(ア)については、外部に委託できる業務についての外部委託でございますが、これは引き続き審査施設の整備とか、維持管理業務については委託をしております。

(イ)といたしまして、一般管理関係の業務委託でございますが、管理・間接業務の効率化ということで旅費管理システムを導入するとか、あるいは節電とか、表裏印刷、こういったこともやっております。また、ITの高度化・多様化などに対応するため情報管理室を設置いたしました。平成16年度、結果といたしまして、一般管理費につきましては、イントラネットの経費の減少など等もございまして、19%の減になっております。

また、全国統一仕様が可能なものにつきましては、一括契約にしております、効率化を図っています。それから職員の審査の合間の時間を有効に使うということで、現場にサテライト・オフィスというのを設けられる場所は設けることにしております。この場所、関東検査部はまだ設けられておりませんが、そういったものを設けつつございます。

それから実習センターについては、宿直業務を外注するというを実施いたしました。電話対応センターというのを検討いたしまして、これは通常審査に全部検査官が出払っております対応できないということなので検討したわけでございますが、予算的にちょっと問題があるということで、これは見送りという結論を出したところでございます。

【分科会長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。業務の効率化に関するいろいろな取組みを行っているということが成果としては挙げられるかと思えます。いかがでしょうか。

それでは、これにつきましても、評価の結果を「2」というふうにさせていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】 それでは、次をお願いいたします。

【検査法人】 それでは、大きな2になりますが、業務の質の向上という中でございます。(1)として、厳正かつ公正・中立な審査業務の実施の徹底ということでございますが、ページとしては9ページでございます。(ア)と(イ)の2点ございまして、(ア)は不当要求防止対策の徹底ということでございます。法人発足直前に不正車検という事案が発覚いたしまして、それ以来、これを最重点にしていっていただいておりますが、平成16年度、なお不当要求が609件起きておりまして、それは10ページに書いてございますけれども、内容的には合格させろとか、どうして不合格なのかというような強要、あるいは

時間外の検査の強要、こういったものが中心になっております。なお、暴力、それから脅迫等についてもまだ横ばいで、決して減っていないという状況を大変憂慮しております。

このような中で不当要求防止基本通達というのを決めておりまして、その中で5つほど対策をとっておりますが、1つは、警察との連携強化ということで、不当要求防止責任者を203人選任いたしまして、警察との連絡役にしております。それから不当要求についてはプレス発表しまして、こういったものに対しての断固たる態度というものを対外的に表明するとともに、県警本部、あるいは警察などに説明しておるところでございます。

ii) 管理・責任体制の強化でございますが、管理職自ら率先垂範して巡回、あるいは常駐を実施しております。前のときに管理職が逃げるといような傾向もございましたので、そういったことを徹底しているということでございます。

それから防犯対策として防犯カメラですね。全国では1,433基に増設しております。また、ICレコーダも1人必ず1台以上持たせております。それから緊急時対応訓練の実施ということでございますが、これは特に問題がある事務所につきましては、23事務所等で25名の警備員、特に警察のOBを中心に配置をしてございます。また、緊急対応訓練ということで警察にもご参加いただいて、190回の訓練を行っております。最近では単なるボタンを押すという訓練ではありませんで、模擬訓練ですね、そういう訓練になっております。

情報収集については、609件以外に不正受検というのがございます。これは検査票を不正に使用するとか、あるいは車をすりかえて受検するという、そういったものがございまして、244件、16年度は報告されておりました、これは国、あるいは警察に通報して措置を依頼しております。こういった事例については、情報の共有化を図っているということでございます。

それから内部統制の一環ということでございますが、監事による監査のほかに内部として調査指導を行っております、監事の監査が12カ所行われているのですが、それ以外に本部として14カ所、それから検査部主体で18カ所、合計で32カ所の指導がされているということでございます。

それから最後にその他とございますが、関東運輸局の不正車検に関する事案が、これは刑事処分等が確定したということもございまして、それを受けて、整理のための通達を出しております。理事長からの見解、あるいはそれを受けての通達も出したところでございます。



以上が不当要求関係でございますが、(イ)が審査事務規程の充実、明確化、これは12ページでございます。これは7回の改正を行っておりますが、いろいろな改正を行っておりますけれども、例示すれば、不適切な報酬の例を示すとか、あるいは並行輸入自動車、これは非常に扱いが今まで難しくて、ばらばらな部分ございましたので、これを統一した、要領として制定したということでございます。

【分科会長】 それでは、評価表のほうを見ますと、今のご説明では(1)中の①と②をご説明いただいたのですが、これは別々の評価ということによろしゅうございますね。

それでは、①のほうの不当要求防止対策のほうの徹底ということではありますが、これはいかがでしょうか。

【委員】 これは不当要求の数自体が14年が323、15年は655で、16年は若干減少しとあるのですが、何で減らないかというとおかしいけど、不当要求自体を減らす方策というのは何かお考えなのでしょうか。

【検査法人】 それも当然並行して考えておりまして、一つの理由は、審査事務規程にはっきりしない部分があると。そういったものを明確化するということが一つの対策かと思っております。それから例えば防犯カメラ作動中とか、そういったことをやっておりますけれども、どうしても正直言っているいろいろな方、特にいろいろな系統の方ですね、暴力団対策法の特別措置法の対象のような方も入れかわりで来ますので、こういったものは水際で対応するしかないなど。両面でやっているところです。根本的なところと水際のところと両方で進めなきゃいけないということでございます。

【分科会長】 こういった体制が非常に強化されつつあると思いますので、評価としては「2」というふうに考えますが、いかがでしょうか。

それから審査事務規程の充実、明確化ということではありますが、これについてはいかがでしょうか。これに関しては、かなり力を入れてやっておられるわけですが、細部にわたって統一と明確化を行っているということでありまして、かなり評価できる状況にあるのではないかとこのように思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、これは「3」というふうにさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】 異議ございませんか。それじゃ「3」という形にさせていただきます。それじゃ、次のご説明をお願いいたします。

【検査法人】 それでは、(2)についてご説明いたします。これは審査に係る利用者の方々の利便性の向上ということでございまして、説明の内容としては、15ページになります。(ア)から(ウ)まで3項目ございます。(ア)は審査の待ち時間の低減対策ということでございますが、幾つかございますが、まず、ホームページを改定しております。その中で各事務所ごとのページを設けて、混雑している時期というのをお知らせするようにいたしました。それから、どうも1日の中で業務量変動があるということでございまして、これをもう少し詳しく把握する必要があるという考えを持っております。

さらに、八王子事務所で詳細な調査を行ったところ、不合格車両の4割が2回以上再検査している。ですから、今のところ再検査というのは1台分しかカウントしていないのですが、どうももっとたくさん受検をしているということが精密調査でわかっておりますので、こういう検査結果を電子的に把握して、再検回数も正確に記録するシステムをどうやってつくろうかと、そういう検討を行ったところでございます。まだ概念までしか、できておりません。それからこういうシステムで機器の稼働状況も把握できるようにしたいということで検討を行っているところでございます。

16ページでございますが、検査機器の稼働状況ということで考えていきますと、コースの閉鎖時間というのがサービス水準に直結するかと思いますが、これにつきましては、15年度、16年度把握しておりますけれども、14%ほど増えております。なぜ増えたのかという解析を行ったところ、検査機器の損傷事故によるコース閉鎖時間が15年度と比較して43%増になっていると。これをさらに詳細に見ていきますと、ヘッドライトテストと受検車両がぶつかるという事故が大部分を占めていたものですから、検査の際、飛び出さないようにする装置、これを選択できるようにしたわけでございますが、そうした理由というのはエアロパーツで地上高が低いものですから、これはそういう安全装置を作動させないことができるようにしようと、そういうぐあいにしたわけでございますが、ところが、逆に衝突事故が増えてしまいまして、増加したということでございます。これについては、飛び出さない状態になってからヘッドライトが作動する機構を設けると、こういう対策をとってまいりたいと考えております。合計でコース閉鎖時間、そのほか検査機器の損傷を伴わない時間も含めて977時間ほどあったということでございます。また、工事による閉鎖時間を減らす努力、こういったものも引き続き行っております。

17ページ、(イ)でございますが、利用者の理解の向上のための対策ということでございまして、先ほど理事長のほうから説明がございましたが、運営の基本理念、あるいはキ

ヤッチフリーズ、ロゴマーク、イメージカラーなども制定しております。もう既に検査官の制服の腕章に使っているところがございます。

17ページ下のほうでございますが、ホームページの全面的な改修を行いました。今まで問い合わせがほとんどなかったのですが、一応半年で150件問い合わせをいただけるようになりまして、ちょっと場違いな質問もあるのですが、まだFAQが十分対応できていないものですから、もう少し問答形式の部分を増やしたいと思っております。

18ページになりますが、利用しやすい審査に係る施設整備のための対策を（ウ）としてございます。これは見学者用通路についてバリアフリー対策を施すことにしまして、この基準に沿ったものを7カ所新設してございます。それから施設の更新については、どちらかというと場当たりの管理をこれまでしておりましたので、15年度に施設更新基準を決めました。これで清潔で明るい検査場で快適に受検していただけるように屋根とか、壁面とか、鉄骨などの改修とか再塗装を行ったところがございます。これによって将来的に施設改修費の低減も図れるのではないかと考えております。

19ページでございますが、奈良事務所については全面的な移転・新築をいたしまして、マルチテストなり、ライトテスト、あるいは二輪用のテストなどを導入いたしました。この結果、特に二輪用の機器でございますが、これはユーザー車検が非常に多いものですからもっと増やしたいと思っておりますが、場所の関係がございましてまだ進んでおりませんが、一応16年度までに93カ所中42事務所までこぎつけたというところがございます。

その後でございますが、事故の分析ということをやっております。事故については、わずかですが増加しておりまして、167件事故が起きております。分析した結果を20ページに書いてございますが、職員の安全確認の周知徹底をすべきもの、そういうものが95件。あるいは受検者への注意喚起、あるいは表示・案内等の整備、施設・機器の改善等対策をとったところがございます。これについては、やはり数をこなすということを優先する。待たせないということを優先する余り、安全確認を怠っているのではないだろうかということがございます。そこで職員、受検者、一般来場者の負傷事故ゼロを目指すということと、施設、車両、設備、受検車両の損傷事故9割削減を目指すという目標を掲げております。そのため、4Sの徹底などを入れまして、平成17年度、初めて安全衛生運動実施計画を策定いたしました。これは16年度中にこういうものを決めたということでご

ございます。同種事故の再発防止、あるいは危険箇所の把握、検査場、先ほどごらんいただいてもわかるように、危険箇所がいっぱいでございます。それから作業手順も明確化すると。その場合の注意事項、こういったものなどをいろいろ決めているということでございます。

**【分科会長】** ありがとうございます。これにつきましても評定のほうの結果に関しましては、今お手元のところにありますように、①に関しては2つに分けて評価をしたいというふうに思っております。①の前半の利用者の方々の審査の待ち時間の低減ということがございますが、これに関してはホームページ等々で非常に混雑時期の情報提供などもやっておられますし、非常に適切に進めておられますので、「2」というふうにさせていただきたいと思えます。

その下の機器等の故障時間の関連でございますが、ちょっとそういったようなことが増加しているというようなことがありまして、対策の方向は見えているということもございますけれども、実態としては、評価としては「1」が適切ではないかなというふうに思えます。

続けてご提案申し上げたいと思えます。次のページを、次の利用者の方々の審査業務に関する理解の向上という点であります。これはC I活動を積極的にやっておられるということ。それからホームページを全面的に改定しておられるということ。そういったことで利用者に対する利便性もかなり進めておられるということがあるかと思えます。そのようなことで、評価としては「3」を与えてはどうかというふうに思えます。

それから利用しやすい検査に係る施設の整備のための対策ということで、先ほどいろいろとご説明を、たくさんご提案なり、今後の計画も含めてご説明いただきましたので、その内容からして、「2」が適切ではないかなというふうに思えます。

続けて一応こちらの判断をご提案申し上げましたけれども、ご意見いただければ幸いです。

**【委員】** 利用者の方々に関する理解の向上のための対策ということが言われているのですが、利用者の方々の何かアンケート調査とか、そういうものはおやりになっておられるのですか。

**【検査法人】** 今、解析中でございますけれども、後ろのほうにも出てまいりますが、ユーザーのアンケート、3,000人調査を行ったところでございます。

**【委員】** そうすると、結果はこれから解析されるという。

【検査法人】 これは例えばホームページにも反映いたしますし、それから日々の業務にも反映したいということでございます。

【委員】 わかりました。

【検査法人】 次のほうでご説明させていただきます。

【委員】 待ち時間もとっているのですよね、当然ね。アンケートで。

【検査法人】 待ち時間を客観的にとるのは非常に難しい。待ち時間についてどう思うか。これはとっております。

【委員】 そういう意味でね。

【委員】 審査機器の停止時間を20%程度低減するというのが中期計画の中であって、本年度に関しては、資料の16ページによると、14%増、43%増というのが昨年と比べて増えたという話があったのですけれども、中期計画全体の中の20%減という、目標の中ではどういう現在位置にあるのでしょうか。昨年より増えたというのはわかるのですけれども、昨年でもう既に20%相当程度達成されていたのかどうかというのがちょっと、このところがよくわからないので。

【検査法人】 この計画の中で、今まで国ではこういう機器の故障時間とかいうことを把握すらしておりませんでしたので、まず、把握するシステムをつくったと。そして14年度から一部試験的にとり始めたところもございしますが、15年度に始めて全面的にとれて、16年度にいろいろな工夫もしながらやってみたところ、かえって結果がよくなかったと。今度17年度、18年度までございますので、それで何とか目標は達成したいなということでございます。

【委員】 15年度が初年度なのですね。

【検査法人】 初年度は14年度ですが、いろいろなシステムをつくり上げておりますので、実質とり始めたのは15年度とお考えいただきたいと思います。

【委員】 今まであったかもしれないのですね。たくさんあったかもしれないのだけれども、データで出ていないのでしょうか。国の段階のところでは。

【検査法人】 正直言ってしまえば、把握していなかったということですね。

【委員】 ホームページ等での利用者の方々への周知って「3」ほど高い点数かということが若干気になってですね。いろいろなほかのところでもどこでもある意味でやっているのですよね。特に利用者に直結するようなことが業務になっているところですから、これぐらいやるのはある意味で当たり前と言えれば当たり前ではないかという気もしないでは

なくてですね。

【分科会長】 私も3か2か、2.5ぐらいかなと思いましたがけれども、そういうご意見があれば。

【委員】 逆に私は、1点のところというのが厳し過ぎるのかなという気がしないでもなくて、自分でコントロールできる部分とできない部分があって、起きた後、とまる時間を短くするという部分はコントロールできるんですけども、起きる回数、そのコントロールだと言え、コントロールなかもしれないんですけども、何か短くする努力はそれなりにされているような気もして、少し辛いのかなと。個人の好みがあってなかなか微妙なのですが。

【分科会長】 いかがでしょうか。実態として数字が出ているものですから、それに対する改善の方向は具体的にご提案いただいているわけですけども、これはその次の年度といたしますか、本年度に反映されて、しかるべく数字が出てくれば、またそこでいい評価を私ども与えたいと思っておりますけれども、そのようなことでいかがでしょうか。

それでは、先ほどの利用者の方々の業務に関する理解の向上対策ということですが、「3」は点数をあげ過ぎじゃないかということですが、いかがでしょうか、これに関しては。

【委員】 私も「2」でいいかなという気がしますね。ホームページでの公開というのはどこでも大体やられていますから、それをさらにもうちょっとアクティブな仕組みをつくるとか、そういうことまでやれば。

【分科会長】 独自性が出れば。

【委員】 独自性の提案の一つなのですけども、15ページのところで再検査が、大体40%の車が2回以上の再検査を受けているという話があったのですけども、結局、再検査を受けるイコール台数が増える、職員の仕事量が増えるということにつながりますので、再検査は何が再検査が多いのか。大抵ユーザー車検を含めて、みんなチェックをしてから車検場に持ってくるわけですから、その再検査が多い理由、多分ヘッドライトなんか非常に多いと思うのですけども、そういった部分をホームページなどできちんと展開してあげて、ユーザーに利益があり、かつこちら側にもうまくいくような展開をホームページでしていただければいいのではと思うのですが。

【分科会長】 それはいいアイデアですね。そういったことがまたデータとして、解析するためのシステムもまた必要になってくると思っておりますけれども、後で私、これは個人的

に触れたいなと思っておりましたけれども、確かにそういう面がご提案としては、議事録として残しておいていただけるとご検討を進めていく上で有益かと思えます。よろしく願いいたします。

それでは、皆様のご意見に従って「2」というふうにさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、(3)の適正かつ効率的な審査業務の実施の促進ということで、ご説明をお願いしたいと思います。

【検査法人】 中身としては23ページになるかと思えます。(ア)と(イ)がございませぬ。(ア)は職員に対する研修の実施ということになります、具体的な中身は24ページ以降になります。内容といたしましては、研修コースの充実を図るということで、教育が検査の質の基本であるという考え方のもとに研修コースについては大分見直しを行ってまいりました。さらに進めておまして、再編成を行っております。4コースほど編成がえをいたしまして、2年以上検査業務を離れていて、どうもブランクがあるということで、リハビリが必要な場合は再任検査官研修というのを受けていただくということにいたしました。それから検査補助職員です。これはディーゼル黒煙の測定などの強化ということでやっておりますので、そのための職員について研修を行うということを始めしております。

それから専門性のある検査施設の高度化をしていくためには、あるいは改善のためには検査に詳しい検査官をつくる必要があるということで施設担当検査官研修、これを新たに起こしたところでございます。上級検査官コースについては、対象者を再編成いたしております。そのほか、検査官に早期昇任した場合に、途中でコースの研修内容が中断するような状況がございまして、これを改善いたしました。それから今まで研修の時期とニーズとが合っていなかったということがございまして、これも任命後、早い時期に実施をするようにした。不当要求対策の講義内容を入れるとともに、一部のコースにおいては弁護士さんによる講義を入れたということで、合計で研修の種類が増えまして、コースも6コース増えて、受講者数も大分増えたというところでございます。

あと内部講師を使うことにしまして、検査実務は現役の検査官がよろしいだろうということで、技術指導教官という名前で検査実務を教える教師に充てることにしております。検査実務の内容につきましても、講義時間を2.27倍に増やしたところでございます。座学を減らしてそういうことをしております。

それから研修効果の把握とか、そういったことがございます。評価でございますが、こ

これはアンケート調査を実施しまして反映していると。それからパソコン技能の向上ということで、これはIT化がどんどん進んでおりまして、私どもの内部でもすべてパソコン通信で行っておるということもございますし、また、将来的にぜひIT化をしていきたいということで、今から人材育成ということでパソコン研修を組み入れております。それから国土交通省と軽自動車検査協会の受託研修を行っているということもございます。

以上が研修関係でございます。

(イ) が業務改善の継続的検討ということでございまして、これについては先ほどの本部、検査部による調査指導によって改善指導を行うほか、提案を受けておりまして、17件受けているということもございます。重要性の高いもの、緊急性が高いテーマについてはプロジェクトチームを幾つかつুক্তっております、コーポレート・アイデンティティーの関係、あるいは電子情報PTといたしまして、現在の検査手法の詳細把握、これは今電子車両検査システムという仮称をつけてございますが、要するに車両検査データを取り扱う電子システムですね、こういったものをつくっていききたいということで、それに向けての基礎作業を行っております。

研修・教育PTは先ほどのような成果を出しております。審査事務規程改正作業PTは7回の改正を行っている。検査技術・施設機器PTにつきましては、工事とか、あるいは施設の使いやすいもの、あるいは新しい審査機器、そういったものについての改善に当たらせております。

それから28ページになりますが、職員が直接いろいろ提案できるようにということで、これを奨励しているのですが、まだ十分とは言いがたいのですが、「NAVIポスト」という、検査法人をNAVIというものですから、「NAVIポスト」というものを設けまして、そこに要望、提案を受け入れるようにいたしました。11件ございまして、5件は業務改善につながったというところでございます。

それから検査機器の改善などについても、これは全国的に情報提供を行っておりまして、効果が期待できるような提案は全国展開をしております。無線型のリモコンで制御室まで戻らなくても、ユーザーのそばで指導しながらリモコンで操作できるようなものを15基導入いたしましたし、また、マルチテスタについては、もう少し耐重量能力があればマルチテスタにかけられるというような機械がございます。マルチテスタは非常にユーザーにやさしくできておりますので、そういう能力向上をしたというのを9基設置してございます。



それからユーザーアンケートを実施したというのが28ページのところでございます。今年の2月に10カ所で実施いたしまして、とりあえずの結果としては、29ページのほうに図がございますが、「とても満足」というのが13%、「満足」が26%、「普通」が54%、「とても不満」と「不満」が合計で4%という状況でございます。内容的には詳細な解析を行っているところでございます。外部有識者の意見を聞くための仕組みづくりについても検討を行いました。

以上でございます。

【分科会長】      ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対して、まず、職員に対する研修等の実施という件につきましてはいかがでしょう。これに関してはかなり強化されていますし、いろいろなコースを増やして充実を図っているということ、それから研修に対するアンケートなどでフィードバックをかけるというようなこともやっておられるようですので、またさらに、パソコン関係の技能の向上、こういったことも進めておられるようですので、これはかなり力を入れておられるということで、評価としては「3」をとるふうを考えております。

それからその次であります、業務改善の継続的検討とその実施ということでもありますけれども、これに関しましても、かなりプロジェクトチームをつくったりして緊急性の高い課題に関して取り組んでいるということもございます。それから受検者のアンケートの結果も、今ご説明いただきましたけれども、そういうことを総合しまして、「2」が適当ではないかと思えます。

これに対してご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

【委員】      研修はかなりしっかりやっておられると思うんですね。研修センターが気の毒なぐらい狭いのでかわいそうだとは思いますが、あとは次の業務改善のほうと関連するのですけれども、はっきり言って自動車メーカーのほうはるかに設備とかがすぐれているから、その中で対抗していくという意味で、何かいいアイデアが出たとき、具体的にメリットじゃないですけども、外国へ行って何か特別に調査としてやってこいとか、何かもう少し技術の人たちにとってプラスになるのが出てくればいいのかないかという気はしているのですけどね。どうしても地味な仕事ですよ、あの人たちの仕事って。だけど、技術革新に対してはかなり興味を持っている人たちがたくさん若い人たちおられるので、そういう人たちのモチベーションを高めるような、いいアイデアが出たら、それで何か、表彰だけだとちょっとかわいそうかなという気もするのですけどね。おそらく自動車

メーカーはアイデアが出れば、それなりにプラスを必ず、評価というか、単に表彰状だけでは済ませていないと思いますので、独法になったので、国の役人のままという形ではなかなか難しいかもしれませんが、これからどんどん民間と伍していくためには少し楽しみというか、そういうところも考えてあげたほうがいいのかなと思ったのですが、今の段階では、評価としては、今委員長が言われたように「3」でいいと思いますけど。

【分科会長】 事務局のほうにお願いしたいのは、この評定の理由とか、意見、いろいろ出てきておりますので、私、これ一々なかなか書き切れないものですから、ぜひ貴重なご意見をいただいておりますので、そこへ盛り込んでいただきたいと思います。今のご意見も確かに重要だと思いますね。メーカーの技術的な進展というのは非常にスピードが速いわけですが、それに対応した検査のあり方、これも合理化なり、あるいは技術的な進展があつていいということだと思います。それを可能にするような研修のあり方も含めた体制をぜひ、また将来に向けてご検討いただきたいと思います。

【委員】 2点ばかりあるのですが、1つは、職員に対する研修等の実施ということで大変一生懸命やっておられて、「3」ということに対して特になのですが、研修も一生懸命やったということを言っておられて、それがどういうふうにつながることかというのをもう少しご説明をしていただいたほうがいいかなと思うのが1点。それだけでいいです。

【分科会長】 一応アンケートでフィードバックするということはやっておられるわけですね。

【検査法人】 これはなかなか効果の評価というのは、ほかの指標から見たほうがいいと思っておりますけれども、研修に対しての評価はアンケートでやっています。何を期待しているかという、今問題になっている事項に関しての検査実務、そういったものは重点的にやっております。それから不当要求のようなその時点でのトピック、こういうものを入れている。それ以外にも、最近病気の職員もちょっと出てきておりますから、いわゆるメンタルヘルスの関係ですね。そういうトピックなども入れて、これは大テーマは検査の質の向上ですから、質の向上のためには何が役に立つかという考え方で今のところテーマをどんどん入れて試行錯誤しているという状況です。

【委員】 受検者のアンケートをやっておられて解析されるということなんですが、結局受検者のアンケートというのが、多分この仕事の一番のベースになるものじゃないかと思うんですね。受検者の方に非常に喜んでいただけるなり、時間が少なくて済むとか、例

えばそういったものとどういふふうにつながっていくかというのを、アンケートをどういふふうにとるかという問題ともリンクしていると思うのですが、そこをぜひどこかで説明していただけると非常にわかりやすいと思うんですが。

**【検査法人】** 受検者アンケートは一つの材料であると考えておりました、検査法人の場合はCS、顧客満足度は非常に考え方は難しいなと思っています。というのは、受検者に対しては、特に不当要求者までいますから、不合格を出した場合に「ありがとう」と言ってもらえるかと。逆なのですね。だからいつも内部で理事長が職員に言っているのは、我々のサービスすべき相手は国民であると。受検者ももちろん国民の一人ですから、当然サービスすべき対象ではあるんですけれども、不合格を出さなきゃいけない立場、しっかり不合格を出すということこそがサービスだと。そういうぐあいに考えておりますので、普通の顧客満足度とは違うなど。ただ、受検者というのは明らかに私どものお客さんであることは間違いないので、それを材料としては重視していく必要があるということは事実なんですけれども、それだけをベースにして研修も何も全部構成していくという考えはちょっととっていないところなのです。

**【委員】** アンケートをどういふふうにとるか。それをどう選別して、どう解析するかという問題だと思うのですが、そこが基本じゃないかというふうに思いますけど。

**【検査法人】** おっしゃるとおりで、そこでなかなかアンケート結果をどういふふう料理して、どういふふう職員に展開するのか。それから外部にもどういふぐあいに説明するのかということでちょっと手間取っております。

**【委員】** 評価の視点からいうと、不当要求に関する件数が減っていないというのは、ある意味で職員の方の意識が講習なんかによってしっかりしているから、これは黙ってしまえば、表に出てこないわけですね。最初の年が9カ月で320件ぐらいで、15年度が655件で、16年度が609件というのは、それなりに職員の方の意識に講習等がよい影響を及ぼして、あいまいにしないということが一方で行われているのではないかとこのうふうに考えます。

**【分科会長】** ありがとうございます。コーポレート・アイデンティティーとか、カスタマーズ・サティスファクションなんていうのがあるのですが、これはこちらの法人に対しても使っている言葉なのでしょうかね。大久保さんはお得意の言葉だと思いますけれども。半分冗談です。確かにおっしゃるように、不満とか、あるいは無回答という中には、結局不合格だった人のものも含まれている可能性があるのでしょうか。それは不合格であ

れば不満と感ずるのは、私どもも学生を評価していきまして、1割か2割ぐらゐ落第させますのでね、学生評価というのをやっていますけれども、それをそのまま額面どおりに受け取ると、必ず不満な学生は1割、2割ということになります。私は、「普通」というのは満足の中に含めていいのではないかなと、広い意味でですね。そういうふうにも感じますけれども。

【委員】 やはりアンケートを何のためにとるかというのが非常に大事ですので、満足はなぜ満足なのか。とても不満と思った人は不合格にさせられたからという内容で不満と答えるのであれば、それはこの円グラフから外してもいいものだと思っっているんですね。ですから、受け取ったアンケートの回答をいかに分析して、いかに役立てていくかというのは皆さんの考え方一つだと思っますので。

【委員】 あとアンケートの基準がわかりやすかったかどうかというあたりはやったほうがいいと思っうのですね。

【検査法人】 すみません、きょうアンケートを持ってこなくて申しわけないです。全部そういった項目は入っておりますので、ご意見を反映した格好で解析をさせていただきます。

【分科会長】 そういうことをぜひやっていただきたいと思っます。

それからもう一つは、競争原理ということと言っますと、車検の事務所ごとにそういう満足度にもし差があるのであれば、そういったこともぜひ配慮していただき、改善を求めるとか、そういうようなことも、全体のマクロなデータだけではなくて、評価に使っただければと思っます。

それでは、次に移らせていただきたいと思っます。(4)国土交通省をはじめとした関係機関と連携した各種業務の実施ということでご説明をお願いします。

【検査法人】 それでは、ページで申し上げますと31ページになりますが、(ア)から(ウ)まで3項目ございます。まず、(ア)は不正改造車の排除の取組みということございます。これにつきましては街頭検査、あるいは構内検査の実施、それから32ページになりますが、改造部品などの展示会に職員を派遣して車両改造に関する情報収集を行っただけということございます。

街頭検査につきましては、32ページに表がございますけれども、15年度、6%超過達成したところございますが、16年度は13.5%の超過達成ということございまして、台数的には9万6,465台を検査したところございます。そのほか、深夜の街頭検

査、これは非常に不正改造率が高いものですから能率は悪いのですが、59回実施して、2,445台を検査して560台不正改造車を挙げております。「初日の出暴走」、これも実施しております。

(イ) が車両の不具合情報の収集ということで、32ページにございます。これは各事務所から不具合情報を集めておりますが、合計で18件集めておまして、それとこれはリコールではないかという件も2件ございまして、合計20件情報収集いたしまして、うち2件がリコールになっております。今までリコールにつながる例がほとんど皆無に近かったということを考えますと、多少はそういう機能を果たしつつある。これからももっと力を入れていく必要があるという認識でございます。

33ページ、(ウ) 事故車両の原因究明への取組みでございますが、これは事故の調査について3件ほど警察などから依頼がございまして、これは受け身ではございますけれども、こういう対応をしております。これについても対応のマニュアル等の検討を進めるということで行っております。

(エ) が社会ニーズに対応した審査業務に係る各種業務の実施ということで、34ページになりますが、これについては、走行距離計、オドメーターの表示値を確認する業務、これを引き続き実施しております。その中でも特に自動車の盗難の発見例というのが増えてきておまして、車台番号の改ざんを15年度で100件発見して報告したわけなのですが、16年度は229件発見しております。増えているのか、私どもの職員がしっかり見るようになったのか。そうではなくて、おそらく増えているのではないかという懸念を持っております。

以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。それでは、①②③④とございますので、それぞれ評価をお願いしたいと思います。まず、①不正改造車の関係ですけれども、これはかなり目標をオーバーしてしっかりやっておられるという数字が明らかに出ておりますので、「3」という評価が適切ではないかなと思います。

それから次のページの②でございますが、車両の不具合情報の収集ということで、これも一生懸命やっておられ、またその分析の検討等もやっておられるということですが、評定としては「2」でいかがでしょうかということでございます。

それから③ですけれども、事故車両の原因究明への取組みということですが、これはいろいろ警察からの要請もあって取り組んでおられるということで、検査法人の知見をもと

にして究明に当たるということで、「2」というふうにさせていただければと思います。

それから④につきましては、社会ニーズに対応した審査業務ということで各種実施されておられますけれども、先ほどの改ざんが増えているという状況もあります。それにも対応しておられるということで、「2」が適当ではないかなというふうに思います。

これに関してご意見をいただければと思います。

車台番号の改ざんというのは全く反社会的といえますか、許されざる行為だと思いますけれども、こういったのはもちろん警察にかかわる事案になるのでしょうか。ちょっとこれは余談ですけれども。

**【検査法人】** 基本的には国のほうに通報して、警察に通報するかどうか判断いただいています。

**【分科会長】** わかりました。ほかにご意見ございませんでしょうか。

**【委員】** リコールなんかの発見につながっているというところの評価というのは、これは「2」でよいのか、もう少し点数を高くしてもよいのかというのは、私、具体には判断がうまくつかないのですけれども、日常の業務をしっかりとやっていたら、当然それぐらいは出るのか。それとも相当よくやっているから実際のリコールにつながったと評価するのかということだろうと思うのですけれども。

**【分科会長】** 私もちよっとこの辺かなり悩ましい面があるなというふうに思いました。それからその次の事故車両の原因究明ですね。こういった取組みなどもそうなのですが、要するに検査業務の守備範囲としてとらえるべきなのか。あるいはボーダーライン上の役割なのかという気もいたしまして、本来、リコールというのは市場からいろいろそういうものが出てきて、それをメーカーが自主的に届け出るという制度で成り立っているわけですけれども、リコール全体の割合からすると、2件というのは決して多くないと思いますね。もっとたくさん年間出ておりますので。ですからリコールにかかわる役割を検査業務が担うというのはちょっとつらいかなと思いますね、本来。ただ、取組みの中でそういうものが見つかったということは、結果的にはありがたいことだと思いますけれども。

それから事故車両の原因究明、これも私はかなり悩ましい問題だなと思います。それによって原因解明の一助になるということは確かに認めますけれども、それは原因解明をする役割というのは検査業務ではないわけですから、その辺いかがでしょうか、事務局のほうとしては。

**【事務局】** 先生、今おっしゃいますように、まず、リコールの件につきましては、本

来、検査独法の役割というのは、個々の1台1台の車についての保安基準の適合性を見るということで、それが基準に適合している車なのか、それとも不合格の車なのかという判断するというのが基本的な任務だと思います。そういった中で、不合格車両の中から、いわゆるメーカーの設計だとか、製造だとか、そういったものに起因するものがリコールなのですけれども、検査業務の中からそういったものにつながる可能性があるのじゃないかということでおそらく気づかれたということですので、本来の検査業務というよりは副次的な業務だと思います。

あと事故車両の原因究明につきましても、これは大半のケースはおそらく警察のほうからいわゆる鑑定依頼ということで行うものでございますので、これも本来の任務とはまたちょっと違うものかなというふうには思います。ただ、当然ながら、車社会を円滑に回していく中では非常に大きな役割であるということは言えるかとは思いますが、ただ、本来業務とは若干異なる状況かなというふうに思います。

【分科会長】 いかがでしょうか。業務の範囲でできる情報提供ということになるのだろうと思いますね。いかがでしょうか。大久保さん、何かございますか。

【委員】 したがって、「2」で私はいいだろうと思います。

【分科会長】 よろしいでしょうか。

それでは、次に移らせていただきます。(6)自動車の安全・環境基準の変化への迅速かつ適切な対応の確保ということでお願いいたします。

【検査法人】 35ページの(5)でございますが、よろしいでしょうか。

【分科会長】 ごめんなさい。1つ飛ばしてしまいました。(5)ですね。国民の皆様の自動車の安全・環境問題への積極的参画に対する支援・協力ということでございます。失礼しました。

【検査法人】 では、36ページでございます。(ア)(イ)(ウ)と3つございまして、(ア)が各種運動でございます、全国交通安全運動、不正改造、点検整備、こういったものに積極的に参加しております。それから(イ)でございますが、検査法人のホームページ、ここで情報提供したということでございます。それからホームページのアドレスなども明記しております。それから検査場の見学会ですね。16年度は5,640名、367回開催してご来場いただいております。

(ウ)でございますが、審査情報の提供でございます。これはずっと懸案でございますけれども、審査結果データを電子的に蓄積して分析する。そしてそれを公表すると。個々

のユーザーにその結果をお返しするという点については、電子的な検査結果を管理するためのシステム、これは概念設計までは行いました。17年度、引き続き実現に向けた調査を行いたいと思っております。それへのつなぎとして、検査機器について、一部そのための機能を追加することを検討しております。

【分科会長】 ありがとうございます。①②③とございますけれども、①のほうにつきましてはいろいろな活動をやっておられるということで、キャンペーン等の活動も引き続き進めておられるということでございますので、「2」というふうにはいかがかなと思います。

その次の件は、ホームページ、パンフレットなどで非常に広報を積極的にやっておられるということで、先ほどホームページのことが話題になりましたけれども、「2」というふうにさせていただければと思います。

それから検査結果データの蓄積と分析関係でございますけれども、これも電子情報技術を使ったものを将来取り入れるという検討を始めておられるということも含めて「2」というふうにさせていただければと思います。いかがでしょうか。

最後のこれに関しましてはいろいろ予算がかさむということがありまして、大変だろうと思っておりますけれども、時代の流れもございまして、ぜひ進めていただければと。いろいろ解析に役立つようなツールとしても使えますので、ぜひお進めいただければと思います。いかがでしょうか。ほかにご意見ございますでしょうか。

それでは、(6)のほうをお願いいたします。

【検査法人】 それでは先ほどの(6)でございますが、39ページでございます。ちょっと項目がたくさんございます。まず、環境対策の関係でございます。ディーゼル黒煙の「アクセル全開の空ふかし」ということでございますが、これについてはずっと進めてきたところですが、黒煙の反射度が25%以下という、非常に少ししか出ないような新長期対応車など、こういったものについては目視による確認は困難だということでございまして、全数黒煙測定器によって検査を実施しているところでございます。従来規制のもう少し濃い40%、50%規制車、これについては、できる限り黒煙測定器を用いて行うという方針に変えつつございまして、不合格率は2.5%であるという状況でございます。

たくさんはかるようになったものですから機器の改良を行っておりまして、改良型143台の機器を導入しております。それから全部の自動車を、全開で、しかも空ふかしをやるということになりますと、ディーゼルコースなど使えないものですから、各検査場の入



り口ではかることを原則に変えております。その結果、ディーゼル黒煙の処置装置が必要になったということで、今のところ9カ所に設置して、処理装置の設置に備えるために19カ所は準備をしたということでございます。そのための検査補助員も配置いたしました。

以下はほとんど検討になってしまうかもしれませんが、(イ)ですが、3.5トン以上のディーゼル車についての簡易シャシダイナモメーターを用いたモードによる排ガス検査、これについては国が引き続き実証試験を行っておりますので、協力を行ったということでございます。(ウ)でございますが、ガソリン車の触媒が機能しているかどうかを検査するための高回転アイドルによる検査、これについては内部で実証試験を行っているところでございます。

40ページの(エ)でございますが、自動車排気騒音規制の見直しにつきましては、国土交通省、環境省などで検討会を持っておりますので、そこに参画して対応しているところでございます。それから(オ)でございますが、軽油の硫黄分測定でございます。これにつきましては、国土交通省と協力しまして、街頭検査用の測定器の開発などを進めたところでございます。

**【分科会長】** ありがとうございます。それでは、まず、①のほうですけれども、これにつきましては、濃度が低くなってきておりますけれども、それに対応した検査機器の導入、これを進めておられるということで、「2」というふうにさせていただきたいと思えます。

それから②でありますけれども、これも将来の課題でありまして、実は今の検査のやり方ですと、車の負荷がかかった状態での窒素酸化物ですとか、粒子状物質の測定ができないのですけれども、これによって可能になる可能性があるということであります。その検討を国土交通省と一緒に協力して進めているということでございますので、「2」というふうにさせていただきたいと思えます。

それから③につきましても、触媒のチェックをやるということで、これも重要な課題だと思いますが、「2」というふうにさせていただきたいと思えます。それから④、これも国土交通省と協力しながら進めておられるということで、騒音対策という点で非常に重要だと思いますので、「2」というふうにさせていただければと思います。いかがでしょうか。

それでは、ご意見がなければ、次の(7)の国際的視野に立った業務のあり方の検討ということでお願いいたします。

**【検査法人】** これについては41ページの②でございますが、CITAという国際自

自動車検査委員会がございます。ここを中心にして情報交換、情報収集などの活動をしております。今年はその中でも特に米国、ハンガリーの関係者からそれぞれの国の状況についてヒアリングなり、情報交換を行ったところでございます。

【分科会長】 いかがでしょうか。これは国際的な活動に参画して進めておられるということで、「2」というふうにさせていただきたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、ご異存がなければ、次の海外技術支援、発展途上国等からの問題ですね。これをお願いいたします。

【検査法人】 これについては、国際協力機構、JICAでございしますが、そこからの研修依頼、それからODA、その関係で合計12人、開発途上国の検査担当者の研修を行ったところでございます。

【分科会長】 これに関しても、非常にモータリゼーションが進みつつある途上国への貢献ということで評価できると思いますので、「2」というふうにさせていただければと思います。

引き続きまして、予算関係のご説明をお願いしたいと思います。

【検査法人】 これはよろしいですかね。結局財務諸表と同じということになるのですけど。44ページ以降は基本的には財務諸表の内容をかいつまんで説明してあるということでございまして、それが46ページまで。

それからあと、そのほか借入金についてはございませぬし、それから財産譲渡、担保、実績もございませぬ。それから剰余金の使途、これも使っておりませぬし、そこまでいかがでございましょうか。

【分科会長】 いかがでしょうか。先ほどこれに関してもいろいろご意見をいただいておりますので、評価としては「2」というふうにさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】 評価の点数自体はいいんですけども、理事長のごあいさつのメモにある「平成14年度評価に関して、平成15年度評価に関して」というところの注文というのは、結局、総務省からこの委員会に出てきている注文なのだろうと思うのですけれども、それを踏まえた、何かそれなりの評定の理由とか意見とかというのは取りまとめる必要はないのですか。16年度については特に注文が出ているわけではないからいいというふうに判断するのか。私、たまたま過去2年間、直接この点数をつけるとき、いろいろな関係で参加していなかったと思うので、どんな議論があったか認識していないのですけれども、何

か委員会に対して理事長がそれなりの意見をお示しになっているというようなことがあるとすれば、委員会としてそれに対してどのように考えた上で評価をしたのかということを整理する必要があるやなしやということが気になるのですけど。

【分科会長】 今、来生委員のほうからご指摘ありましたけれども、この評価表の中をめぐってまいりますと、業務全般に対する意見というのがございますね。そこで我々そういう意見を述べるということと、あとは過去にこういう意見をどういうふうにフィードバックしているかということにつながるかなと思います。

個別のいろいろな課題や何かは中期計画に基づいて、それに照らして毎年やってきたということで、私どもは今16年度の評価をやっているということなのですが、予算的には過去2年の分も振り返ってやっておりますね。それから業務に関する改善なども16年度にとどまらず、その前のデータもいろいろ引用してやっておられると思うんですが、そういうご意見のフィードバックがどうかということでしょうか。

【委員】 具体的にどうするというアイデアがあるわけではないのですが、そこは若干気になったということでもあります。

【事務局】 事務局のほうから。総務省の評価委員会のほうから出ております意見というのは、14年度、15年度におきまして、予算と執行の間に相当程度の乖離があったと。乖離があったということなので、交付金の執行状況について評価を行う際には乖離している原因というのを把握分析した上で評価してくださいということで、これは14年度、15年度の分について再評価するというよりは、どちらかといいますと、16年度以降について、仮に乖離が生じた場合にはその分析を踏まえた上での評価をお願いしますと。こういうおそらく解釈でいいのではないかと思います。

今回16年度におきまして、物件費について若干予算よりも上回っている。そして人件費については、さっきお話がございましたように、いわゆる年齢構成が若い人が多いというようなことから、これは14年度から引き続いて執行が下回っていると。基本的にはそんな状況かと思いますが、全体的には14年度、15年度と比較しまして、非常に大きな乖離という形にはなっていないのかなというふうに思っておりますが、ここら辺につきまして、全体的なところで意見を示していただくのか、どうなのでしょうかね。ちょっとこのところは。

【委員】 ですから、乖離がなくなったということ自体、独法のマネジメントの基本的な方針との関係で、乖離がなくなったということ自体をどのように評価するかというのは

かなり難しい問題だと私は思うのです。ですけれども、外から球が一球投げられているのに、そのところを受けて議論はしなくてよいのかと、そこが気になるということでもあります。

【検査法人】 私が一番最初に申しましたけれども、私自身がちょっと知識不足というか、情報が与えられていなかったということはあるのですが、私の認識は多年度予算でいいということだと思っていましたので、私自身は乖離と覚えていなかったということがあります。だから累計ではとにかく1回も乖離していないし、16年度は中期計画よりも下回っています。査定予算よりはちょっと上がったということですが、何よりも問題なのは、17年度の物件費が10億円も減らされ、予算が4分の3になったということです。人件費は余っているわけですが、使えない。これは常勤職員の給料ですから機械的に決まるわけで、これは使えない。それを転用したらいけないと言われている。私としては、17年度もこういう査定を受けたんだから、これは変えようがないので、18年度を何としても少し戻してもらいたいというのが希望であります。そういうことをちょっと評価委員会の先生に期待していいものかどうかというのは私自身もわからないんですが。

【分科会長】 物件費の不足というのが問題になるということですね。次年度ですね。

【委員】 だから単に次年度だけではなくて、中期計画を通しての評価のときに多分きいてくるのですよね。ですから、そこは中期計画を立てた目標金額と5年後の年度評価もそれなりに大事なのでしょうけれども、全体評価に聞かざるを得ないというのを、今からどのように考えるのか。それは法人にとっても大変な話だろうと思うのですね。5年たった後に、そのところの達成度というのは数で出てきますからね。だから今年度の評価にどのように反映させるかということとは別に、この評価委員会の大きな課題、ないしは財務当局と独立行政法人の制度そのものの制度設計との食い違いなものを、場合によっては国土交通省の親委員会で議論していただくのかどうかということも含めて、この委員会が当面している課題ではないかという気はいたしますけれどもね。

【分科会長】 私どもの委員会としては、16年度にフォーカスを当てていますので、中期計画全体を見渡した業務の内容ですとか、予算の評価とか、そういったようなことに関しては、ちょっと今すぐにここでは判断はできないという仕組みになっています。

【委員】 ただ、年度計画の評価というのは、中期計画全体の達成との関係で今年度の状況をどのように評価するかということですから、必ずしも切り離して議論はできないんだろうと思うんですね。今年度だけの話では当然ありませんから、今年度の問題だけ見て

議論するわけにもいかないということではあると思うんですけども。

【分科会長】 あと2年ありますのでね。それは私どもの評価を行う立場によって立つところがどういうふうにあるべきかということをとらえてというふうにも思いますが。当然、そういったことをにらみつつということになりますね。

さて、ちょっと私の不手際で、かつまた貴重なご意見をたくさんいただいた関係で、予定の時間を今5分ばかりオーバーしておりますが、委員の皆様方、大丈夫でしょうか。大変申しわけありませんが、もう少しお時間をいただければと思います。

この件に関しましては、ご意見という形で議事録に残させていただくということによろしゅうございましょうか。

【委員】 おそらく理事長が言われているペーパーからすると、一番大事な自動車の検査技術の関係のところではヨーロッパ等と比較して非常に劣っているというふうなことが最初のごあいさつにございましたよね。まさにこの独法とすれば、そこがメインなわけですね。検査業務の水準を高めると。それが国民にとってプラスなわけなんですから、そういうふうを考えていくと、中期目標もほとんどそこに集約されていくわけなので、もっと具体的に幾つか出ていましたね。非常に機械が古くなったとか、あの辺が本来的に言うと、もう少し具体的な数字であらわれていて、そのためには。

【分科会長】 予算の。

【委員】 そういうことなのでしょうね。おそらく来生先生もその辺のところを気にされておられるのかなと思うので。

【分科会長】 そうですね。5年間ですから、その中で顕在化してくる問題というのが新たに出てくると思うんですね。特に先ほどのご説明によると、機器の寿命に関して買い換えが必ずしも十分進んでいないと。最新のものと、非常に効率化が図れるでしょうし、トラブルの抑制にもつながるわけですね。そういう問題と、もう一つは電子情報化ですね。この2つが大きなここ数年来クローズアップされてきた課題だというふうに我々も認識しておりますし、先ほどの理事長さんのお話でもそういうふうには思っております。確かに今、島田委員のご指摘のとおりだと思いますが、そういうことで予算的には膨らんでもしょうがないかもしれないと。その一方で、合理化をすることで支出の抑制を図るということも法人の大きな役割なので、その辺が悩ましいと思いますね。

【政策評価官】 今回、独法制度という中でこういう評価委員会制度を設けましたというのは、まず最初にミッションとして、国が独法に与えたミッションを適切に履行してい

るかどうか。その目的を達成するために中期計画というものが着実に実施されているかどうかということの評価いただくのが評価委員会。それを各年度にやっていただき、最終的に目標が達成できたかということの中期計画終了時に評価いただくという制度になっているわけですね。ですから、今、予算が足りなくて、じゃ、実際にその目標に向かっての計画が着実に実施されていないのかどうか。今一生懸命やられていますけれども、今の資金、例えば17年度のような予算の範囲内だとなかなか計画の達成ができないんじゃないかというご懸念がもし評価委員の皆様にあるのであれば、それを付記していただくというのが中期計画全体の中での評価委員の皆様のご意見だと思います。

あと総務省の評価委員会が言ってきておりますのは、まさにこの44ページ以降に書いてある計画と実績との間の乖離というのが実際出ているわけですね。これが妥当なものであるのかどうか。例えば物件費というものが、本来ここで計画されていたものが執行されていない。それはたまたまこれはこの年度に実行するのじゃなくて、次年度に繰り越しただけなのですとか、ほかのこういったことは緊急的にあったのだから、そちらへ回したというご説明があって、そういうお金の使い方というのは、まさに最終的には中期目標を達成する上でそういったお金の使い方というのは妥当ですねということであればいいという評定でしょうし、それとか本来与えられている予算以上のことを使って、これはまずいのじゃないのということであれば、0点とか1点ということになるんじゃないか。そういう流用することを批判しているわけではなくて、総務省が言っておりますのは、そういったことをちゃんと見て評価をしてくださいよということを行っているにすぎないと私は理解しておりますが。

**【分科会長】** いかがでしょうか。今のご意見を勘案して、どうぞ。

**【委員】** 重ねて申し上げるようで恐縮なのですが、問題になっているのは予算と交付金の執行が乖離していたというところがあったと思うのですが、今おっしゃったように、中期計画ですべき事業というか、ミッションがあって、それが予算よりも少ない執行する金額で達成できたんだったら、それはそれで特に問題がないことなのだろうというふうに思うので、乖離しているから、それだけが理由じゃないと思うのですが、17年度相当減らされてしまって、それですべき事業がこれからするのに支障があるという話なのであれば、どういうところに支障があるのかというのを、先ほどもちょっと伺ったのですが、そのところを明確にさせていただいて、そうであれば、今まで使わなかった分があったということはあるかもしれないけれども、やるべき仕事があり、そ

れに対して、これじゃ少ないから、できるだけの査定をしていただくべきだというようなお話を翌年度に向けてする必要があるのかなというふうに思うんですけども。

【分科会長】 その辺は最後の業務全般に関する意見ということで、今のご意見を集約していただけないでしょうか。よろしゅうございましょうか。

ちょっと繰り返しになりますけれども、そういった機器類の更新に係る予算、それから電子情報化に係る予算の問題、これは具体的には検査業務に直接かかわることだと思いますので、これは総務省で見通された中期計画では、なかなか具体的にクリアになる課題ではないというふうに思いますし、この業務の過程でそういう問題が確認されたという事項だと思しますので、その辺を少し、我々のほうとしては意見として申し上げたいと思います。

【委員】 追加して、やはり職員の方の健康問題も非常に重要な問題だと思っていますので、ディーゼルのチェックがこれほどまでになってくるというのは、多分3年前は予想できなかったと思うのですね。こういった形になって、どんどんディーゼル関係のものが変わってきて、いろいろ設備も整えなければいけないというのは、ほんとうにここ3年ぐらいでぐっと変わってきているのに予算がとれない。やはり過酷な環境で、今アスベストの問題もいろいろありますけれども、身体に悪いとわかっているのに、予算がないからそういう悪い環境で職員の方を働かさなければいけないというのは非常に辛い問題であり、もしかしたら30年後、50年後、アスベストみたいな問題が起こるかもしれないというのもありますので、健康と、あと大聖先生が今おっしゃったそういった問題については、ほんとうに必要なものは何とかして予算をとっていただいて対応していただきたいと思えます。

【分科会長】 確かにフリーアクセル法で出てくる排ガスの処理というのはこれからだと思うんですね。一部では今進められておられるようですけれども、そういった問題もあるかなと思います。

【委員】 今まで出た意見でよろしいのでありますけれども、多分、この委員会で何か申し上げることが、来年度の年度計画をどのように立てるか。ないしは来年度の概算要求に向けて、法人なり、概算要求ですから法人だけではなくて、多分、国土交通省もかかわってくる。そのために、当初予定していたものよりお金が削られれば設備投資ができないというのは非常に明白なことですから、一方で、当初の計画が合理的なものであるとすれば、それに近い金額がどのように確保できるのか。確保するためにここでの評価が

役立つとすれば、それは評価委員会、本来の仕事ではないのかもしれないけれども、そこはやっぱりどのような表現をしたらよいかということは事務当局と十分に詰めて、委員長、お考えいただく。

なおかつ、これは財務省という相手があつてのことだから、こちらで幾ら言ってもだめだとすれば、来年度以降の年度計画でギブンを前提にして、年度計画で立てているものに近い実績をどのように出していくのかということは評価の大きなポイントになってくるといふことにならざるを得ないのかな、5年通しでの計画。それはそのとおりできるかできないかわかりませんが、逆にこここのところで、こういうものって設備との関係で、素人目にも設備がちゃんとしていなきゃ、幾らなんでもチェックは難しいだろうという気がしますので、所与の条件が変わったときにどのように考えていくのかということはお考えいただきたいということになるんだろうと思うんですけどもね。

【検査法人】 私が一番つらいのは、ディーゼル黒煙問題ですね。目で見えないものは計器ではからないと、検査したことになりません。ということで、2年半かかりましたけれども、とにかく計器検査を徹底しようということでやってきたんですけども、排煙装置が間に合っていないので、それを私は職員から我々の健康をどうしてくれるということで文句を言われています。組合からも問題にされています。私はマスクをつけてやってくれということをやっていますが、マスクをしたら声を通らないから、そんなのつけておれないということで実際はマスクもしないという状況にあるわけです。排煙装置も整えられない状況にある訳ですが、機器更新はまた後で結果が出てくる問題ですけども、そういう状況の実情が伝わっていないということを私は非常に残念に思います。

【分科会長】 ですから、中期計画が立案された段階では顕在化していないような課題というのが刻々起こっているわけですから、世の中変化しているわけでありまして、そういうことを私どもが申し上げるとすると、我々の役割としては、繰り返しになりますけれども、業務全般に関する意見というような形で、欄は二、三行になっていますけれども、これをもう少し膨らませていただいて、今いただいたご意見、一つ一つが貴重だと思いますし、予算、それから次年度の業務の内容にもかかわることだと思っておりますので、それを少し事務局のほうで集約していただけないでしょうか。それを我々また持ち回りでチェックさせていただいて全体の意見というふうにさせていただきたいと思っております。それをまた取り上げるようなことをぜひお考えいただくということにさせていただきたいと思っております。



【委員】 関連するので教えていただきたいのですが、この人件費が何でこんなにずっと減っちゃったのですか。

【事務局】 減ったといいますか、最初は不足があっただけではないということで、ある意味では若干最悪のケースをある程度想定しながら計画上積んだということだと思います。ただ、実際は当初想定したよりも年齢構成というのが若い構成にシフトしていったと。人件費が足りなくなるといえることになると大変なことになりますので、若干最悪ケースをある程度想定して当初積んでいたと。ですから、これはおそらく今のままですと、毎年度余分が出るという形にはなりません。

【検査法人】 ちょっと一つだけ補足したいのですが、ディーゼル黒煙ですけれども、一応予算は17年度から3年計画で約30カ所ずついただけという約束にはなっております。ただ、3年もかけていいのかというのがあるということですね。実績報告書で9カ所というのは何とか流用して、ほんとうに急ぐもの、検査コースの中ではかっているのがあるのです、出入り口でもなくて。それは緊急に予算をつける必要がある。あと残りの19カ所はダクトだけは施設整備費で何とかなるものですから、機器はついていないんですが、ダクトだけつけて、17年度予算がつけばすぐ機械をつけられるようにしたという状況です。

【分科会長】 わかりました。そういうことでちょっと予算に戻りたいと思いますけれども、12ページの評定の結果としては、「2」が適切ではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それでは、そういうふうにさせていただきます。

それから4番、5番、6番、これは該当がございませんので、評価の対象といたしません。それからその次の7番に関してちょっとご説明をお願いいたします。

【検査法人】 7番、(1)(2)両方ご説明します。まず、(1)は施設と設備でございます。これについては端的に申し上げますが、51ページにある表のように施設整備を行ったということでございます。一部17年度繰り越しがございます。それをテークノートいただきたいと思っております。

それから人事のほう、(2)でございますが、内容的には冒頭と同じでございます、15年度末と比較して1名削減しております。

【分科会長】 ありがとうございます。それで、今7に関してご説明いただいたわけですが、まず、(1)のほうの施設及び設備に関する計画ということですが、これは「2」と

いうふうにさせていただければと思います。それから人事計画に関しても、方針と人事に関する指標がございますけれども、これも両方「2」ということでいかがでしょうか。ご意見があれば承ります。

それでは、最後になりますけれども。

**【検査法人】** それでは54ページ、自主改善努力でございます。3項目ございます。1つは、セキュリティポリシーの策定ということでございます。これは個人情報保護法等も制定されましたので、検査法人としてセキュリティポリシーに関する規程を制定いたしまして、職員に徹底して情報管理に万全を期すということにしております。

それから2番でございますが、事務規程の改正をホームページに掲載したということでございます。ホームページが充実したせいなのでしょうが、ユーザーから最新の事務規程を見たいと、こういうことでございまして、ホームページに全文掲載して、改正の概要とか、新旧対照表なども掲載しております。

それから3点目はパブリックコメントの実施ということでございまして、審査事務規程は、これは告示でも何でもないのでございますけれども、広く一般の国民が検査の基準、実質的には検査を通じて守らなければいけない基準ということになりますので、利害関係者がいるということでございまして、実際にパブリックコメントを実施しました。27通56件の意見がございまして、中には負担軽減だとか、合理化とか、いろいろなご提案がございましたので、これも取り入れて一部改正を行ったということでございます。

**【分科会長】** わかりました。これは自主努力としてかなり頑張ってやっておられるというふうにも評価できるのではないかと思いますので、相当程度の実践的努力が認められるという形でいかがでしょうか。今、挙げていただいた理由をそこへ列記させていただきたいと思います。

それで、業務運営評価ということですが、これに関しても評価をすべきということですが、いかがでしょうか。これは私、順調というところではいかがかなと思います。

**【事務局】** 今、先生のほうからご討議いただきまして、評価の合計点でございますけれども。

**【分科会長】** 自動的に大体そんな数字になるのじゃないかなと。

**【事務局】** 今、ご評価いただいた点について、28項目ございますが、それが59点ということになっておりまして、パーセントでいきますと105%ということになりまして、この業務運営評価の表でいきますと、「順調」という形の評価になろうかと思います。

【分科会長】 そうなるのじゃないかと思ひまして、老婆心ながら申し上げたのですけれども、いかがでしょうか。

それでは、大体議論が尽きたかなと思ひますが、最後に一言、もしご意見があれば承ります。いかがでしょうか。

【委員】 業務改善というか、電子化とか、外部に委託するとかということが書いてあるのですけれども、一言だけですけれども、民間の会社、今ものすごく外へ出しているのです、海外も含めて。ぜひその辺をいろいろ検討していただければというふうに思ひます。電子化の部分はどれぐらいお金がかかるのかちょっとよくわからないのですけれども、きょう議論していますけど。一体費用がどれぐらいかかるのかというのがよくわからないのですが。

【分科会長】 ちょっと私、漏れ承ってところによりますと、10億とか、そんなあれですか。そうじゃないのですか。全体ですけど。

【検査法人】 今、すべてのフル装備のシステムですと総額100億ということなので、ちょっとこのままではとても難しいなど。値段交渉の問題もありますし、過剰装備もありますし、それから置きかえとか、それからほかに代替できるかとか、そういうことがありますから、概念設計をして、そのときに参考でとった値段が今言ったような値段であるという状況です。

【分科会長】 ですから、それは単年度で全部100億というのはとても無理ですから、例えば半値にして5年かけるとか、そんなイメージで。

【検査法人】 私は100億円などとんでもない、3分の1ぐらいじゃないとだめだと言っています。現状は素案を検討した段階です。

【分科会長】 そうですか。かなり大きな。

【委員】 かなりかかると思ひますね、これやろうと思ひたら。

【分科会長】 ですけど、いわゆる検査業務を超えたいろいろなデータの解析、使い道が可能になりますので、それをどういうふうに価値として認めるかということも導入の一つの根拠になるのではないかなというふうに思ひますけどね。

【委員】 車の背番号じゃないけれども、戸籍とすると、検査業務と登録事務所、ここが全部握るわけなのですね、情報としては本来。ですから犯罪に使われるのにしてもそうですし、全部ほんとうは車が登録されたら、それがすぐ一目瞭然わかるというふうな形のデータが集められるのはここなのですよね。だから単に検査業務だけの問題として考える

と、そこまで大きく電子化できるのかというのがあるんですけども、最も近いところにいる業務はこれなのですね。だからその辺はもっとトータルに考えて、車自体盗まれた盗難車だけの被害だって保険会社からすれば膨大な、それは100億なんていうものじゃなく損害を被っているわけですし、だからその辺のところは、ほんとうはもうちょっと大きな目で考える必要があるのだらうと思うのですね。

【分科会長】 あとは税金の徴収ですか。

【委員】 もし国土交通省の電子ナンバープレートの計画とうまくタイアップしてやるようなことができれば、ほんとうはいいと思うのですけどね。

【委員】 ほんとうはそうなのですよ。

【分科会長】 背番号ですものね。

【委員】 やればやるほど独法としての性格というのが難しくなる。だから違うところでもかかわってもらってレンタルしてもらおうとか、そういうシステムを考えたほうがいいんじゃないですか。国全体で省庁またがってそういうものを持つ組織をつくって、そこから一部時間借りするとかですね。

【委員】 それはおっしゃるとおりなのですけどね。

【分科会長】 そうですね。独立行政法人だと、一つの機能、役割だけを追い求めようとしますと、確かにこういうことになるのでしょうけれども、もっと包括的なメリットというのがありますよね。

【委員】 そうなのですね。だからここだけがぼっと独法化されたところがちょっと良かったのか悪かったのかという部分が一番表に出てしまうところなのかな。

【検査法人】 一つ可能性あるかなと最近思っているのは、国土交通省がMOTAS（モータス）という自動車検査登録情報システムを既に持っているのですね。ところが登録にしかほとんど使っていないで、検査にほとんど使われていないものですから。しかも、これレガシーシステムの見直しで、それから民間開放だとか、あるいはもう少し電子情報の利用ということで再検討しようという話があるのです。だからその中でむしろこういう機能を入れていただいて、端末系はこちらが持たなきゃいかんと思うのです。そうすると、さっき言った金額をぐんと下回る、しかも検査法人らしい仕事はうちが行ってそれを入れると、そういう形になるのかなと最近ちょっと思い始めているところです。そういう面の検討も今後はしたいと思っています。

【委員】 あとは例えばどこかの国が持っているやつをもらうかですね、そういうのは

ないのですか。しょせん言葉が違うだけで中身は同じような。

【検査法人】 何が違うかという、チーム制で検討しているのと、高度自動化検査機器があるということなのです。これがマルチテスタと言えば、ある意味で独自スタンダードですけれども、そういうロボットからの出力をどう入れるかというのはちょっとほかの国にはないのですね、機械が。それと、1人の検査官がどんどん入れていくわけです。日本はチーム制ですから、この場合は担当者が違うんです。だれが検査結果をつくったか。これもちょっとシステムが違うので、もちろん丸々導入するというのはいつのアイデアとしてあるのですけれども、ちょっと使えないなという感じがします。

【分科会長】 検討の価値はあるかなというふうに思いますので、たくさんいろいろご意見を申し上げましたけれども、ぜひ議事録なり、あるいは業務全体に対する意見に反映させていただければと思いますので、国土交通省のほうでもぜひそういうことを前向きにご検討いただきたいと思います。

それでは、以上で終わりたいと思いますけれども、最後、事務局のほうから何かございますでしょうか。

【事務局】 事務局から1点修正を。先ほど業務運営評価の合計点ですが、59点と言ったのですが、58点の誤りでございます。訂正させていただきます。

【分科会長】 はい。それでは、よろしゅうございますか。

【事務局】 事務局のほうから一言。きょうほんとうにお暑い中、またお忙しい中、先生方にはご視察をしていただきまして、その上で検査独法に関する評価ということで、非常に精力的なご審議をしていただきましてありがとうございます。たくさんのご意見をお伺いしましたので、事務局のほうでも少し整理しまして、部会長はじめ皆様方とまた相談しながら最終的な評価というのをつくりたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。本日はどうもほんとうにありがとうございます。

【分科会長】 つけ加えておきますと、評価の結果の作成に関しましては、いろいろ理由等がございますけれども、その修正につきましては、私どもに一任させていただきたいと思ひますけれども、ご異論ございませんでしょうか。

(「お願ひします」の声あり)

【分科会長】 じゃ、そういうことで、本日の審議事項はすべて終了いたしましたので、ご協力どうもありがとうございます。

— 了 —